

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入
及び管理のあり方に関する検討会（第1回）

日時 令和4年4月21日（木）9：31～12：03

場所 オンライン開催

1. 開会

○経産省

それでは定刻になりましたので、ただ今から、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の第1回の会合を開催いたします。私、事務局を務めております、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課長の能村と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本会合はオンラインでの開催とさせていただきます。もし何かトラブルやご不明な点がございましたら、事前に事務局よりご連絡させていただきますメールアドレスや連絡先までお知らせいただければと思います。

本検討会は資料の1にございますように、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていくに当たりまして、地域の信頼を獲得しながら、地域と共生した再エネの導入拡大を進めていくために、再エネの発電設備の適切な導入及び管理に向けました施策の方向性を幅広くご検討いただくということでございます。

共同事務局といたしまして経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省が共同で事務局を行っている検討会でございます。時間の都合上、検討委員の皆さまのご紹介につきましては、委員名簿で代えさせていただきます。

委員の名簿にございますとおり、この検討会につきましては各分野の専門家の方々、また自治体の方々の皆さま含めまして14名の委員にご参集いただいております。委員長につきましては、公益財団法人地球環境産業技術研究機構理事長の山地委員長にご就任いただきます。

なお、本日は高村委員が途中からのご参加予定になってございます。

それでは第1回の開催に際しまして、事務局を代表いたしまして省エネルギー・新エネルギー部長の茂木より一言ごあいさつを申し上げます。

○茂木部長

おはようございます。朝からたくさんの委員の先生方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。共同事務局として経産省、農水省、環境省、国交省の共同事務局を代表しまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨年の10月に閣議決定をいたしました、第6次エネルギー基本計画におきまして、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの比率を2030年ま

でに 36～38%という野心的な目標を設定いたしました。再エネの主力電源化を進めていくという大きな方針を決めてきたわけでございます。

ただ、このためにはやはり地域の信頼をきちんと獲得しながら、地域と共生しながら再エネを進めていくと、こうしなければ持続的な導入にはつながっていかないというふうに考えております。

他方、こうした再エネの導入に際しまして災害ですとか、それから環境への影響ですとか、それから再エネの設備が将来的に廃棄された後にどうなるのかと、こうした地域からの懸念がたくさん指摘されているということも、私ども重々承知をしておるところであります。

今回の検討会では、まさにこうした課題に対応するために、省庁や政府の枠を超えて横串を刺してご議論をいただきたいというふうに考えている次第です。具体的には、再エネの計画段階から土地の開発や事業の実施、それから廃棄や廃止といった各段階に応じまして、適正な導入や管理のあり方について、その課題を議論し、そして対応する施策の方向性をご議論いただきたいというふうに考えております。再エネが地域に信頼されて導入されていく、そうした環境作りにつなげていければというふうに考えています。

大臣の萩生田からもスピード感を持って対策を具体化していくよう、という指示も頂いているところであります。事務局としては関係省庁とよく連携をしながら対応してまいりますが、委員の皆さま方におかれましては幅広い視点から忌憚（きたん）なきご意見をいただくとともに、集中的なご議論をぜひよろしくお願ひしたいと存じます。では、ぜひよろしくお願ひします。

○経産省

続きまして、山地委員長から一言ごあいさついただいた後に、以後の議事進行につきましては山地委員長にお願ひしたいと思ひます。それでは山地委員長、よろしくお願ひいたします。

○山地委員長

本検討会の委員長を拝命いたしました、地球環境産業技術研究機構、RITEの山地でございます。私からも一言ごあいさつさせていただきたいと思ひます。

私が委員長を務めております総合資源エネルギー調査会の小委員会において、再エネの主力電源化に向けてさまざまな議論を展開しておりますけれども、先ほど事務局、それから茂木部長からもご指摘あったように、再エネの主力電源化を進めていくに当たっても、地域と共生した形での導入が非常に重要になっています。本検討会では再エネ発電設備の適正な導入及び管理に向けた施策の方向性を検討するというところで、各分野の専門家の皆さま、自治体の皆さま方にご参加いただき、しっかりとご議論いただきたいと思ひます。具体的な運用改善とか制度の見直しにつなげていく、これがわれわれの出口でございます。委員の皆さまには活発な議論をお願ひできればと思ひております。

以上があいさつでございます。早速議事に入りたいと思ひます。まずは事務局から、

本日の資料の確認と議事の運営等について、2つお願いします。

○経産省

事務局でございます。それでは資料の配布資料一覧でございますとおり、議事次第、資料の確認でございますが委員名簿、資料1といたしまして再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会について、また資料2といたしまして検討会における主な論点例、資料3といたしまして経済産業省説明資料、資料4として環境省説明資料、資料5といたしまして農林水産省説明資料、資料6として国土交通省説明資料を準備してございます。

まずは資料の1をご覧くださいと思います。経産省のホームページにも掲載してございますので、YouTubeをご覧くださいの方は経産省のホームページから見ていただければと思います。資料1の3ポツに書いてございます議事の公開にありますとおり、本検討会は原則として公開といたします。議事録、議事要旨及び検討会に関わる資料は、原則として公表いたします。また、個別の事情に応じまして、検討会または資料等を非公開にするかどうかの判断につきましては、委員長に一任とする形でございます。

事務局からは以上でございます。

2. 説明・自由討議

○山地委員長

ご説明どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、本委員会の議事の運営の方針が説明されましたが、ご異議ございませんでしょうか。特にないようでございますね。それでは本検討会の議事の運営については、事務局から説明があったとおりで進めさせていただきます。

まず、本日第1回ということでございますので、本検討会での議論の全体像について事務局に整理をしてもらう、これは資料2でございます。それから各省からの説明を連続していただければと思います。

まず、事務局から資料2の説明をお願いいたします。

○経産省

はい、事務局でございます。資料の2をご覧くださいと思います。

検討会におきます主な論点例ということで、整理をしたものでございます。議論の前提といたしまして、というところからご説明をさせていただきます。

先ほど、茂木部長からございましたけれども、2050年カーボンニュートラルや2030年再エネの野心的な目標と、それに向けまして、やはり地域の信頼を獲得しながら再エネの導入が必要だということでございます。現行の法的な枠組みといたしましては、関係法令、アセス法、電事法、再エネ特措法、森林法、農地法、宅造法など、それぞれ法目的に応じました対応を行っているところでございます。

ただし、一方で3つ目の白丸に書いてございますが、やはり再エネの導入拡大に伴いましてコミュニケーションの課題、また土地の開発に伴う災害や環境への懸念、また廃棄などに対するご懸念もご指摘をいただいているところでございます。こうした問題意識を踏まえまして、再エネ発電設備の適正な導入及び管理のあり方について、しっかりとその各実施段階、すなわち土地の開発前の段階、また開発後、運転開始のもしくは運転中の期間、また廃止や廃棄の段階といったような、こうした実施段階を踏まえながら適正な対応を検討し、再エネの信頼を高めていくような取り組みが必要だということでございます。これが議論の前提としての共通の認識でございます。

段階ごとの主な論点例をご紹介させていただきたいと思っております。2つ目の塊をご覧ください。土地開発前の段階の論点例といたしまして、まず1つ目、再エネの事業実施に当たりまして、関係法令の十分な対応・連携はできているのかということでございます。再エネ特措法ですとか、そういった横串のものに加えて、先ほど申し上げました森林法、省立ての、そうした法規制もございます。こうした連携、またこうした法律の許可基準等の運用の考え方がお互いに整合的になっているかといったことも、検討して検証する必要があるということでございます。

2つ目の白丸でございます。地域のコミュニケーションということで、さらにこの地域のコミュニケーションがしっかりと円滑化していくような、さらなる取り組み、工夫といったことも必要かどうかといったことも論点でございます。

3つ目の白丸でございます。再エネの導入を促進する制度、再エネ特措法などにおきまして立地状況、これは例えばということで災害警戒区域など、こうした立地状況に応じてどのような対応、現行ではどのような場所にあっても同じような手続きフローでございますけれども、どのような対応が、立地状況に応じた対応についても検討、検証が必要ではないかといった問題意識でございます。

続きまして3つ目の塊でございますけれども、土地の開発後から運転開始後、運転中の論点例でございます。関係法令がやはり土地の開発ということで、工事に着手するに当たりましては当然、必要な許認可を経た上でございますけれども、許認可を経た後に例えば違反が確認された場合、そうした違反をどのような形で把握していくのか、また事業者に対して、そのような違反に対する早期の改善や再発防止をどのように図っていくのかということでございます。

また、発電に至りますと20年といったような長きにわたる事業実施中になりますので、そうした中で再エネ設備の不具合、もしくは防災設備等の管理不全、もしくはしっかりとメンテナンスなどを含めてされているのかといったことについての対応法も、必要ではないかといった問題意識でございます。

続きまして次の段階、廃止や廃棄の段階での論点例でございます。特に大量廃棄という観点では、太陽光パネルが特に例示として挙げられるわけでございますけれども、こうした再エネ設備の廃棄に向けまして、リユースやリサイクルを含めた適正な処理が確実に行

われるように、例えばデータ連携をさらに関係省庁や地方自治体を含めてやっていくなど、さらなる検討、対応が必要ではないかといった問題意識でございます。

その他、共通する論点例といたしまして、こうしたことを検討していく際に、やはり実際にインプリメンテーション、実際にそうした強化がやった際に執行ができるのかといった、その着実な執行を担保するための執行力といった観点でのご議論も必要かなと思ってございます。

またさらに先ほど申しあげました再エネ特措法、FITやFIPといったご支援をさせていただいてございますけれども、こうした支援をしている電源以外にNon-FIT、Non-FIPといったような案件が出てきている中で、このような電源が増えていく中でどのような対応をしていくのかといった観点でのご議論も必要かなと思っているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○山地委員長

ご説明ありがとうございます。それでは続いて、各省から説明いただきたいと思います。まず経産省からお願いいたします。

○経産省

はい。引き続きまして事務局、経済産業省から資料に基づきましてご説明をさせていただきます。資料の3のファイルをご覧いただければと思います。右下のスライドで申しますと1ページ目になりますか、目次がございます。

本日5つの項目に沿いまして、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。限られた時間でございますので、コンパクトにご説明をさせていただきたいと思います。

右下のスライド番号2ページ目をご覧いただければと思います。まず、再エネを取り巻く環境といたしましてカーボンニュートラル、これは日本のみならず世界全体、グローバルに取り組みが進んでいるということ、またそうした観点でファイナンスの動きも当然、こうした問題意識を持っているということでございます。

こうした中で一番右側、産業界の対応と書いてございますけれども、より直接的に再エネを求める産業界、需要家側の対応ということが、さらに強化されているという状況でございます。

次のスライド、3ページ目をご覧いただきますと、再エネの目標ということでございます。FIT法が導入されて、この10年間でほぼ再エネの導入量が倍増して約20%、電源構成に占める割合が20%になってございます。これを2030年度に向けまして36~38%にさらにしていくということでございます。

この10年を振り返りますと、その下の行に太陽光が0.4%から7.9%ということで、この10年を振り返りますと、やはり太陽光中心で再エネが増えてきているという状況でございます。

右下のスライド番号4ページ目をご覧いただければと思います。先ほど申しあげました

2030 年に向けまして、足元の状況から 2030 年に向けた進捗（しんちよく）を見ますと、太陽光については今、58%ということで倍増に近い導入がさらに必要だということ、また風力、これはリードタイムが長いということもございますけれども洋上、陸上を含めまして今後さらなる導入をしていく必要があるという状況でございます。

右下のスライド番号 5 ページ目をご覧くださいと、昨年の秋にエネルギー基本計画、閣議決定いたしましたけれども、その中でも再エネの主力電源化をしっかりとやっていくということでございます。5 ページ目の下に具体的な取り組みのポイントを書いておりますが、地域と共生というところでの適地の確保という観点、そして事業規律の強化といった観点が重要なものとして掲げられているところでございます。

次のスライド、6 ページ目をご覧くださいと、この 10 年間の再エネの導入のスピードがどの程度だったかということと比較したものでございます。日本におきましては約 3.4 倍の導入拡大が進んだということで、このペースにつきましては、この 10 年間発電台がそれぞれ違いますのでベクトル、もしくはスピードというところでの比較になりますけれども、EU 全体で 1.7 倍、世界全体では 2.8 倍ということでございますので、こうしたペースを上回る形で日本ではこの 10 年間、再エネが太陽光を中心に導入がされてきたという状況でございます。

右下のスライドページ、7 ページ目をご覧くださいと思えます。太陽光におきましては国土面積、平地面積当たりの導入が相当進んでいるということで、主要国の中でもナンバーワンになっているという状況でございます。

右下のスライドページ、8 ページ目をご覧くださいと風力、これは陸上風力の設置場所をプロットしたものでございますけれども、右側の棒グラフをご覧くださいと、少し濃いめのグリーンの、これは山間部に立地が進んでいるということでございまして、適地が限られている中でこうした山間部での立地が進んでいるという状況でございます。こうした太陽光、そして陸上風車を見ていただいても、適地といったところが相当課題になってきているという状況でございます。

続きまして右下のスライド番号、10 ページ目をご覧くださいと、再エネ全体の支援の枠組みということでございます。一番左側に再エネ発電事業者の方々から再エネが発電されまして、それを再エネ特措法では電気を買取り、一番右側の電気の需要家の皆さま方に負担をいただいているという形になります。実際には、電気の料金を回収する際に、賦課金という形で回収をしているという形でございます。また、経産大臣が下書いてございますけれども賦課金単価の決定、また買取価格、調達価格の決定をするということでございます。一番左側に矢印が書いてございますけれども、再エネ発電事業者に対しまして事業計画を認定し、当然その認定基準を満たさなくなった場合には、認定取り消しということもあるということでございます。実際に取り消した事例もございます。

右下のスライド番号、11 ページ目をご覧くださいと、2016 年に FIT 法、再エネ特措法を改正いたしまして、ここで書いてございますような土地の確保でございますとか、

系統への接続の同意、また一番下を書いてございますけれども、関係法令の順守といったところが認定基準としてなっているというものでございます。

続きまして右下のスライド番号で 13 ページ目をご覧くださいますと、再エネ事業の全体の流れと関係法令の概要というところがございます。まず先ほど、冒頭共通の論点でもご説明申し上げましたが、まず土地開発前のフローチャートでございます。計画の立案から土地の開発に至る際に、まず両括弧 1 の点線の中に書いてございますけれども、認定に際しては先ほど申し上げました土地の確保、系統の接続契約、また関係法令の順守の制約といったことが必要になっているということでございます。また、実際に土地の開発に至る際には、それぞれの関係法令の許可を得ていくということでございます。

この許可を経た上で、実際に工事が始まっていくということでございます。

右側に（２）土地の開発後～運転開始後の段階が書いてございます。運転開始までに必要な電事法の手続きということで、工事計画届を出していただいて、使用前自己確認届け出などが必要だということでございます。この運転期間中も各種法令順守といったことが求められているという状況でございます。

一番下に共通のものとしたしまして、地域でのコミュニケーションといったことが努力義務として、再エネ特措法のガイドラインでも明記をされているところでございます。また各種法令以外の条例への対応が求められているということでございます。

一番右側に（３）廃止・廃棄の段階とございますが、再エネ特措法に基づく廃棄等費用積立制度、これは今年の 7 月から運用を開始いたします。また、そうした廃棄に至りますと廃掃法に基づく適正な処置といったことが、その枠組みの下になっていくということでございます。

続きまして次のスライド、14 ページ目をご覧くださいますと、関係法令ということで土地の造成に関する安全確保に関する法令、これは本日、関係省庁様のほうからもご説明いただけないというふうに理解してございます。またその他、安全の観点では電事法、また環境の保全につきましてはアセス法、そして電事法といったものを対象としているということでございます。こうしたものにつきましては、こうした関係法令以外にも下に※で書いてございますが温泉法、自然公園法を含めまして、電源に応じた各種法令の規制があるという状況でございます。

続きまして資料 15 ページ目でございます。電気設備の安全性の確保という観点で、電気事業法の規律があるということでございます。電気事業法上は、ボックスの中に書いてございますけれども、小規模な発電設備を含む全ての再エネ発電設備に対しまして安全性の適合義務を課しているということ、また報告徴収や事故報告、立入検査を対象としてございます。また事業用の電気工作物、一定の規模以上のものにつきましては主任技術者の選定、保安規程の届け出などを課しているということでございます。

16 ページ目をご覧くださいますと、先ほど申し上げました、再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインということでございます。これはコミュニケーションの例と書いて

ございますが、太陽光や風力など電源ごとにこういったガイドラインが規定されていまして、事業者として取り組むべき内容、努力として取り組むべき内容などが網羅的に記載されているというものでございます。

続きまして、再エネの導入に関するこれまでの対応、もしくは課題といったことについて簡単にご説明をさせていただきます。資料の 18 ページ目をご覧くださいと、これは資源エネルギー庁のホームページにも寄せられているご相談の件数を整理したものでございます。2016 年 10 月～2022 年 2 月末までに約 850 件の相談をいただいております。主な相談項目をまとめますと、適正な事業実施への懸念や地元の理解の懸念、そして安全性の懸念といったところが大きく分けると書いてございます。

具体的なものといたしまして、次のスライド 19 ページ目をご覧くださいと思います。土地の開発前の段階では、やはり早い段階で適切に地元へ説明を行ってほしいといったご指摘、また土地の開発前の段階では、災害などの懸念がある区域に当たりましては、災害が発生するんじゃないかといったご懸念があるということ、また土地の開発後、運転開始という期間におきましては、設置時におきましては許可されていたものが結果、その条件が違反しているといったような状況が発覚した場合に、その対応をどうするんだといったことのご指摘もいただいております。

また、運転開始後の段階では適切な管理がちゃんと行われているのかといったご指摘もいただいております。廃止・廃棄の段階では、事業終了後の適切な処理といったものに対するご懸念をいただいているところでございます。

こうした実際に事業者さん、もしくは地域の皆さま方からのいろいろなご懸念やご指摘をいただく中で、累次の制度見直しも行ってまいりました。資料 20 ページ目をご覧くださいと、地域と共生する形での導入という形に向けまして、事業の実施段階の各共通するものとして法令順守の認定基準、先ほど申し上げました 2016 年法改正に基づきまして 17 年以降、こうした対応になっているというものでございます。また、コミュニケーションにおきましては努力義務化をしているという形でございます。また、安全基準という観点からは、斜面設置などに対する規程を追加するといったこともやっております。こうした取り組み、また廃止・廃棄に向けましては、この 7 月から外部積立制度、先ほど申し上げたとおりの制度がいよいよ始まるということでございます。

次のスライド、21 ページ目をご覧くださいと、太陽光に関するこれまでの対応ということで書いてございますけれども、制度全体につながる制度の見直しということでございます。2012 年の F I T 開始以降、累次の法改正、2016 年改正、また一番右側に 2020 年法改正ということで、この 4 月から執行制度なども創設されているという状況でございます。先ほど申し上げた 7 月から積立金の、解体に向けた廃棄の積立制度が創設し、運用が始まるという状況でございます。

また資料 22 ページ目を見てくださいと運用後、実際に設備が動いている段階で柵、塀などの設置がされているかということについては、随時指導も強化してございまして、

昨年度は 1,000 件を超える指導も行っているという状況でございます。

資料の 23 ページ目をご覧くださいと、安全に関する電事法関係の改正につきましても随時、土砂流出などの懸念を踏まえまして 2020 年 2 月に追加をしているというもの、また 2020 年につきましては水上太陽光、6 月に追加をしているということでございます。また 2021 年 12 月におきましては、水上・営農・傾斜地設置型の設置形態ごとの具体的な設計・施工法などを盛り込みました技術基準を、解説に取り込んでいるという状況でございます。

続きまして、資料が少し飛びますが 27 ページ目をご覧くださいと思います。こうした国での取り組みに加えまして、昨今では、各自治体での立地状況に応じた条例の策定も進んでいるという状況でございます。こうした条例につきましては 2016 年 26 件程度だったものが 2021 年度には 184 件ということで、この 6 年ぐらいで 7 倍ぐらい増えているということでございます。この 184 件のうち 130 件の条例につきましては、抑制区域など一定の手続き、例えば首長さんの同意を求めるなどの、そうしたプロセスを経ていると、必要としているといったものが設定されているということが多いものがございます。

28 ページ目をご覧くださいと、地域と共生した事業規律の確保ということで、さらにこうしたさまざまなトラブルなどを踏まえまして、対応を強化しているところでございます。後ほど国交省さんのほうからご説明いただきますけれども、まさにその土地開発前の段階に関する取り組みの強化ということが、足元強化されているという理解でございます。

本時国会でも提出されてございます、盛土規制法におきます盛土の関係の対応というものの、またこうした昨年の熱海伊豆山などの状況も踏まえまして、より早い段階で情報を自治体に共有していくということで、現時点では F I T の認定段階だけではなく、申請をいただいた段階で自治体にプッシュ型で情報を共有するという、また 3 つ目の黒丸に書いてございますが、こうした盛土などの立地の場所と、実際に太陽光がどこで動いているのかといったことが一目で分かるようなマップ形式での情報といったものを自治体に提供を始めてございます。

また、太陽光 50 kW 未満に対します報告徴収、立入検査の範囲を拡大するということが昨年の 4 月 1 日以降施行されてございまして、また今期通常国会でも提出してございますけれども、電事法の改正法案の中におきまして、小規模な再エネ発電設備に関わる基礎情報の届け出や使用前の自己確認なども措置をする予定でございます。

29 ページ目は、先ほど申し上げました申請情報をプッシュ型で共有しているという取り組みや、また先ほど申し上げた条例に関するデータベースを構築し、さまざまな自治体様においてさまざまなこうした、どういう自治体がどういったことをやっているのかといったことについて、アクセスしやすいようにデータベースなども国のほうで共有し、自治体様をご検討する際の材料を提供しているといったものがございます。

続きまして、資料が少し飛びますが 35 ページ目をご覧くださいと思います。今後

の論点といたしましては、先ほど事務局のほうから資料2でご説明させていただいたものを、少し全体のフローの中でプロットし直ただけでございますので、説明は割愛いたしますけれども、計画の立案から土地改正に至るところでの論点、また土地開発から運転中のところの論点、また廃棄に至るところの論点というところで、少しこのフローに沿ってこの論点を書き下しているものでございます。

最後になりますけれども資料の 39 ページ目、参考資料のところを簡単にご説明させていただきます。39 ページ目でございますけれども、事業用太陽光発電の規模の内訳というところで、非常に太陽光発電につきまして導入が進んでいるということでございますけれども、実際にプロファイルでございますけれども、事業用太陽光の内訳の中で、やはり 10～50kW の小規模案件が件数ベースでは 95%と大半を占めていると、容量ベースでも 30～40%の程度、存在のウエートを占めているという状況でございます。

また資料 40 ページ目でございますが、電事法に基づく事故の報告を受けているものでございますけれども、40 ページ目、資料の黒丸2つ目でございますが、太陽光の関係では 435 件と、そのうち設備の不備や保守不備が大半を占めているというものでございます。また、下の表にも書いてございますが、大雨のところの欄を見ていただきますと 33 件といったものがございまして、大雨により土砂流出や支持物・架台などの損壊が発生しているということでございます。

また、この検討会におきましては当然、太陽光に限らず再エネ全体をご議論いただくわけでございますが、風力につきましても 24 件の事故が発生をしているということでございます。特に小型設備の倒壊などが発生をしているということでございます。

以上、経産省からの説明は以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。それでは続きまして環境省さんから説明をお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。ちょっと今、不具合がございますので、先に農水省さんのほうから説明をさせていただきますので、皆さま方、資料につきましてはまず資料の5をご覧くださいまして、農水省さんのほうからご説明を先にお願ひしたいと思いますので、農水省さんのほうからよろしくお願ひ申し上げます。

○農水省

農水省です。

○山地委員長

声は聞こえていますよ。どうぞ。

○農水省

農水省の西尾から説明させていただきます。環境バイオマス政策課の西尾でございます。よろしくお願ひいたします。資料をご覧ください。1 ページ目でございます。まず、農水

省では地域との共生を図りながら再エネの導入を進めるということで、農山漁村の再生可能エネルギー法というものを用意しております。

このポイントは枠内に書いてございますけれども、地域の資源を活用しながら発電と地域の所得向上、これを両立していくということでございます。特にポイントは、その下の枠内に書いてございますけれども、概要のところの基本理念にあるところがポイントでございます。ですので、赤字になってはいますが地域の関係者の相互の密接な連携の下にということと、あとは農林漁業の健全な発展に必要な農林地ならびに漁港及びその周辺の水域の確保を図るためということで、地域とよく共生するというのを主眼にしております。

次のページをご覧ください。これは、国のほうで基本方針を定めまして、その下で市町村が基本計画を定めております。ここで、必須ではないんですけれども今、立ったところは皆さん立てておりますが協議会というのをつくっております、地域との共生のために、まず話し合いだということで、市町村が中心となって地域の住民とか学識経験者、農林漁業者、団体、それと実際に発電設備を作る設備整備者、それが一堂に会して話し合いを行うということで、事前にいろいろなトラブルの芽を摘んでおくというのがみそでございます。

このメリットというのは当然、市町村がいろいろな許認可の権限を持っていますので、ワンステップで提出いただくことが可能ということで、この仕組みをどんどん進めてトラブルが減るということを考えております。中の概要は細かいものですから、ご説明差し上げませんがご覧ください。

次に、資料が飛びますが農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要というところをご覧ください。1枚めくってください。制度の中身自体は細かくは申し上げませんが、そもそも、なぜこういう制度になっているかというのをご説明差し上げます。

なぜ農地の転用を規制しているのかといいますと、これはそもそも、言うまでもなくなんですが食料の供給、これは人が生きていくためには、もうなくてはならないということは申し上げるまでもないと思っております、私は、これは仕事の第一義だと思っております。

ただ土地については農業以外のいろいろな用途がございます。住宅とか、再エネも同様だと思っております。その中で両方推進していくというときに、何のルールもなければ個々の都合でどんどん進んでいくということになりますので、これのデメリットというのはもう明らかでして、食料の供給がうまくいかなくなるということと、もう一つは食料供給のコストを下げることが面的に集約できなくなる、できないということでございます。

また、いったん農地が失われると、外形要因では土地があればできそうな感じがするんですけれども、作物を育てるためには耕作土の表土が必要ですので、これの再生には非常に時間がかかるということでございます。

これを実際にうまく進めていくために農業振興地域制度、これは農業地域として農地を守るべきエリアと、それ以外と分けております。逆に農地転用制度では個々の具体的な

転用事業を許可制にしまして、農用地区域内の農地などの生産性の高い優良農地は、できるだけ転用しにくい状況にいたしまして、逆にあまり利用されていないとか営農の見込みが少ないもの、これについては再エネ等に導入しやすくするというところでございます。

いずれにしても農林水産省としましては、再生可能エネルギーを導入するために一生懸命取り組んでいきますけれども、食料の安定供給についても併せて第一義としてやっていくということでございます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。引き続いて仕切りのところは別の方がご説明されますか。

○農水省

はい。林野庁のから説明をさせていただきます。森林においては、森林法に基づいて森林の適正な利用と保全を図っているところでございます。左下にございますけれども、森林を保全する制度としては、大きく保安林制度と林地開発許可制度がございます。公益的機能発揮が特に要請される森林については、保安林に指定して、開発行為を厳しく規制するというのをやってございます。一方で保安林以外についても、災害の防止等を図るために林地開発許可制度ということで、開発行為を規制をしているところでございます。

次のページをお願いいたします。林地開発許可制度の概要でございますけれども、左側2つ目のボツ、対象となる開発行為については1ヘクタールを超える開発行為に対して許可制度という形での運用をしてございます。

開発許可の要件でございます。右側でございますけれども、都道府県知事が許可をすることになっておりまして、災害の防止、水害の防止等4つの要件を満たしているかというところ、また許可をする際には、都道府県の森林審議会、また関係市町村長の意見を聴取した上で許可をすることとなっております。

次のページをお願いいたします。森林における太陽光発電に係る林地開発の状況でございますけれども、平成24年のFIT制度開始以降、増えてございます。25年度から令和2年度までの累計としては、件数で約1万3,000件、面積で約1万9,000haという形で許可がされている、開発がされているという状況でございます。

右側、写真にありますけれども、大規模で単独で施設を作る場合、また小規模で集中してやる、いろいろな対応パターンがあると私どもは把握してございます。

次のページをお願いいたします。このように太陽光発電が増える中で、やはり地域住民の方から反対運動が見られる、また知事会等からも規制強化に係る要望というのがございます。そういう中、令和元年に私ども、この太陽光発電の施設の設置に関する林地開発許可基準の運用細則というものを定めてございます。

というのも、やはり太陽光発電施設の特異性というのが幾つかあると思います。左下にございますように、パネルを山の斜面に敷く中で、大部分がパネルに覆われてしまうということで、雨水がなかなか土の中に浸透しない、またパネルの下が日陰になりますので草

などが生えない、そういう意味では土砂が流れてしまうというような事態となります。

そういう中で右側にありますけれども、各種の防災施設、またそれに関係する関係の排水施設などの計画、こういうものをしっかりやっていくための基準というものを整備したところでございます。

次のページをお願いいたします。こういう基準を定める中、本年1月から改めて、フォローアップをしてございます。今年の1月から有識者検討会を設置して、先ほど定めました基準が各都道府県において適正に機能しているかというフォローアップ、また過年度の検討会において、先ほど基準が1ヘクタール超というお話を申し上げましたけれども、それ以下のいわゆる小規模の林地開発においても、災害が発生しているという事例がございますので、この辺の状況を早く把握をし、そこのフォローアップというものも併せて実施をしているところでございます。

3点目、また個別の災害の発災状況、あと近年の降雨の状況、集中豪雨等がやはり増えておりますので、そういう中で許可基準全般にわたって、どういうものにすべきかというフォローアップを実施しているところでございます。

次のページをお願いいたします。具体的にはこのように課題1～7ということで、課題1は先ほど言ったように太陽光発電に関して令和元年に定めた基準の効果検証、また2では小規模林地開発、3番目は降雨形態の変化への対応、4番目としては事業者の施工体制の問題、また5番目としては完了後の管理についても、やはりしっかりしていくべきだろうということ、課題6としては災害の恐れが高い区域での措置、どういう立地でしていくべきかということ。最後、議題7としては地域の意見の反映についてということで、こういうものについて今、ご議論をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○山地委員長

どうも説明、ありがとうございました。この後ですけれども、次、国交省さんから説明いただいて、最後に環境省さんから説明いただく、こういう順番で進めたいと思います。国交省さん、よろしく申し上げます。

○国交省

はい。よろしいでしょうか。共有、よろしいでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。お願いします。

○国交省

私のほうからまず、最初に説明させていただきたいと思います。資料6を見ていただきまして、めくっていただきまして最初の縦型の表、表というか縦型の、はい、これです。

今、宅地造成等規制法の一部を改正する法律案というのが出ていまして、一般では盛土法、盛土法と、盛土規制法というふうに言われますけれども、これは背景・必要性のところに書いてございますように、熱海で昨年度起きました災害を踏まえまして今、法律案を

作成しているところでございまして、今、国会で審議中のところでございます。

現行制度の課題というのが、その下の枠のところに出ていますけれども、今、いろいろな法律がありますけれども、各法律ごと目的の限界から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在しているというところで、このエリアをなくすような形で法制度を今、検討しているところでございます。

下のほうに行ってくださいまして、隙間のない規制というところをちょっと見ていただきたいと思います。法律の内容の中身の説明でございまして今、言いましたように、スキマが今、あるというところでございまして、スキマのない規制にしたいということでございます。

ちょっとページをめくっていただきまして、どういうことかということで、ちょっとイメージ図を、これを見ていただければと思います。今、これは現行の宅地造成工事規制区域という宅造法の規制がかかる区域をイメージで出しておりますけれども、今、市街地の比較的近郊であると丘陵なところ、丘陵地のようなところが書かれているという状況になっているのでございますけれども、農地でありますとか、あるいは森林のエリアなんか外されていたり、あるいは平地部の市街地なんかも今、外されているみたいなことがございますので、こういったところにスキマがあるということで、こういったスキマがないように、盛土されるようなところにつきましては規制の対象にしていくというのが、法律の大きな中身になってございます。

ページを戻っていただきまして、先ほどの表示のほうに。そのスキマのない規制の次のところでございまして、盛土等の安全性の確保ということで、今回、必要な技術基準、許可基準を整えまして、宅地だけじゃなくていろいろな形の盛土に対応するというようなことを今、考えてございます。

それでは3番目、3ポツですけれども、責任の所在の明確化ということで、これは土地の所有者にも常時安全な状態、状態を維持するという責務を負っていただくということを明確化してございまして、原因者に対しても是正措置等を命令できるような、そういった監督権限なんかも付与することにしてございます。

また4ポツのところ、実効性のある罰則の措置ということで、これは熱海のときにもちょっと課題になりましたけれども、条例による罰則の上限を超える、懲役3年とか、法人であれば3億円というようなことで今、検討してございますけれども、そういった高い水準の罰則を、措置をとということで考えてございます。

今、こういったようなことで法案審議してございまして、恐らくこの5月ぐらいに成立いたしまして1年後に施行となるよう今、詰めているところでございます。

私からの説明は以上でございまして。続いて、砂防のほうの案件を説明させていただきます。

○国交省

では4ページに入ってくださいまして、砂防三法による規制区域と土砂災害警戒区域等

について、砂防部砂防管理支援室、藤本からご説明させていただきます。では5ページをご覧くださいまして、砂防三法による規制区域についてご説明します。砂防三法とは自然の溪流や斜面といった土砂災害の原因が発生する区域に着目し、原因地对策を行うことを目的とした3つの法律の総称でございます。

災害の形態に応じまして、砂防法、地すべり法、急傾斜地崩壊防止法に分かれてございます。これらの法に基づき指定される砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域ではハード対策を行う他、土砂災害を助長、誘発するような恐れのある一定の行為を制限してございます。このため、再エネ発電設備の設置ですとか、設置に伴う盛土等の行為につきましては、都道府県知事による許可が必要になります。

1枚めくっていただきまして、6ページをお願いします。続きまして、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域等に関するご説明でございます。先ほど説明しました砂防三法が災害の原因地のほうに着目したのと異なりまして、土砂災害防止法は災害の被害を受ける区域に着目した法律でございます。土砂災害防止法には工事に関する規定はございませんで、同法に基づき指定される土砂災害警戒区域等では、土砂災害からの人的な被害を防止、軽減することを目的としたソフト対策、例えば警戒避難体制の整備を行うことですとか、あるいは避難に当たって特に配慮が必要な方が利用する施設を建築するような開発行為を制限すること、こういった内容が定められてございます。土砂災害警戒区域等につきましては、土砂災害の被害を受ける可能性が高い区域ではあるんですけれども、だからといって、その区域内に再エネ発電設備等の工作物の設置を規制する区域ではございません。

私からは以上でございます。国交省、以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

では、最後になります、環境省さん、説明お願いいたします。

○環境省

環境省からご説明します。先ほどはトラブルで失礼いたしました。環境省地球温暖化対策課長の小笠原でございます。環境省としての再エネの地域共生に向けた取り組みについてご説明をいたします。3ページをお開きいただけますでしょうか。

カーボンニュートラルの実現、それから2030年温室効果ガス削減、また、ゼロカーボンシティを含めた地域脱炭素化のためには、地域資源である再エネの活用が不可欠でございます。一方で、今日もお話出ておりますとおり、地域トラブルも見られるなど、不十分な環境配慮や、地域とのコミュニケーションの不足というのが課題になっています。そういうことを踏まえて、この後ご説明します地球温暖化対策推進法を改正して、公共団体の実行計画制度の拡充、それから促進区域の設定といったものを創設しています。

それから、併せて環境影響評価法・電気事業法に基づく環境アセスメント手続きを通じて、自然環境や生活環境への適正な配慮とともに、太陽光パネル等の適正な処理・リサイクルを進めていきたいというふうに考えています。こうしたことを通じて、地域と共生し

た再エネが拡大していくように、関係省庁が連携して取り組んでまいりたいと思います。

まず最初に、地球温暖化対策推進法における地域脱炭素化促進事業制度でございます。

5ページをお願いいたします。昨年、地球温暖化対策推進法を改正して、今年の4月から施行しております。中身につきましてでございますが、まず1ポツとして、都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充でございます。

都道府県が、地方公共団体実行計画におきまして施策の実施に関する目標、特に再エネ利用促進等、再エネの導入等に関する目標を定めるということ、これを義務として、今年の4月から施行をしています。

各都道府県は、実行計画において、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して、市町村が促進区域を定める際の基準を定めることができるというふうに規定、これは「できる規定」でございます。

それから、2ポツ目の市町村のところでございますけれども、指定都市・中核市・特例市については、都道府県と同様に、施策の実施に関する目標、特に再エネの利用促進の目標というのを定める、これは義務というふうにして、それ以外の市町村については、再エネ導入目標の設定について、これは努めることにする努力義務というふうな規定にしておりまして、全ての市町村がこうした再エネ導入目標を定めている場合において、協議会なんかも活用しつつ、地域脱炭素化促進事業、地域における再エネ事業の促進に関する事業として、再エネの促進区域、それから地域の環境の保全のための取り組み、それから地域の経済・社会の持続的発展、これについては、どのように地域に貢献するかといったことについて実行計画により定めるよう努めることというふうにしております。

3ポツのところでございますが、再エネ事業を行おうとする方は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合することについて市町村の認定を受けることができるというふうにしてあります。認定を受けた再エネ施設については、関係許認可のワンストップ化であるとか、アセス法に基づく配慮書手続きの省略といった特例を受けることができる条項になっています。

7ページをお願いいたします。そういったことを通じて狙っているものでございますが、市町村が、協議会等を設けて、ステークホルダーとともに、課題のあぶり出し、解決方法を検討する。そうすることによって、どこで再エネを促進するのか、そこでどのように環境の配慮、どのような環境の保全に配慮する、それからどのように地域貢献いただくのかということ議論して、それを実行計画において明らかにすることによって、事業者さんの側から見ると、どのようなところでどういうことに配慮すれば再エネが円滑に促進されるのかという、事業の予見可能性が高まるということを期待しております。

それをして、それに合致した事業計画については、それを市町村のほうに申請いただければワンストップ化が得られるという、そういう仕組みでございます。

次のページお願いします。具体的な手続き、基準等を図にしたものでございます。まず、1ポツのところでございますが、市町村が促進区域を定めるに当たっての国の基準という

のがございまして、国は環境保全の支障を及ぼす恐れがないものとして定める省令によってここは除外してくださいねというのと、ここを指定するときにはこういうことに配慮してくださいね、基本的に除外してくださいねというエリア等に関する基準を定めることになっております。

2つ目として、都道府県について、これは「できる規定」でございませけれども、都道府県の地域の自然的・社会的条件に応じて、市町村が促進区域を定める側、環境配慮の基準を定めることができる。

3ポツで、市町村は、そういったことを踏まえて促進区域、それから、そのエリアにおける地域の環境の保全のための取り組みを設定でき、それに合致する事業について、事業者さんは事業計画の認定を受けることができる、そういった仕組みになっております。

9ページの、これを図示したものでございますが、国の基準として、国として、環境の保全に支障を及ぼす恐れがないものとしていずれの市町村も共通して順守すべきである。都道府県は任意ですが、自然的・社会的条件に応じた基準を定めることができると、こういったことを踏まえて促進区域、それから促進区域への地域の環境保全の取り組み、それから当該エリアにおける再エネ事業がいかに地域に貢献するかといったことを定める。そういったところに当たっては協議会の活動も期待されるというといった仕組みでございませ。

10 ページをお願いいたします。国の基準といたしましては、このような基準を設定しております。促進区域から除外すべきエリアとしては、自然公園法の特別保護地区であるとか、第1種特別保護地域があるところとなります。それから、市町村が考慮すべき区域、それ以外の国立公園の第2種特別地域とか第3種特別地域、そういったところについては、当該エリアの指定の趣旨に反しないことといった、土砂災害の観点からも、先ほどご説明ありました砂防法等の三法のエリアについても、そういったところも指定の趣旨に反しないことといったことを要件として、この設定をしております。

それから、11 ページに行きまして、都道府県が基準を定める際には、こういった事項を配慮して定めることというもの。例えば、太陽光でありますと、地域の自然的——ここに書いてあります騒音による影響、水、それから重要な地形および地質への影響、それから野生動物関係では、重要な種および注目すべき生息地への影響から手を打ったと。それから、人と自然との豊かな触れ合いという意味では眺望景観への影響。

風力についても同様に、騒音、土地の安定性、陰による影響、それから生態系への影響等について考慮した上で促進区域設定することになっております。

13 ページでございませけれども、施行通知を、こうした促進区域の設定等を通じて期待される効果ということなんですけれども、こうした市町村が促進区域を含めた地方公共団体実行計画を定めるに当たっては、実行計画協議会等を活用し、地域の関係者による十分なコミュニケーションを図りながら検討を行うことが重要であるというふうに書いております。そうした促進区域の設定に当たっては、このような促進区域の検討過程における情

報として、地域の再エネ事業に関する環境配慮の考え方を併せて示すことで考えると。

例えば、そうした検討過程で、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではない、このエリアで促進する、このエリアは促進すべきではないといった、そうした議論がされた場合には、そうしたエリアをその理由とともに併せて示していくといったことも考えられるんじゃないかといったことも示して、施行通知の中でもそういったことを書いています。

続きまして、アセスメント関係についてご説明します。

○環境省

環境省環境影響評価課長の西村でございます。私のほうから、2、環境アセスメント制度についてご説明をいたします。

16 ページをご覧ください。発電所に係る環境アセスメント制度の概要でございます。環境影響評価法および電気事業法に基づき、事業者自らが事業実施前に、環境への影響を評価する。その結果を公表し、国、地方自治体、国民からの意見を聞くという手続きでございます。そのような意見を踏まえることで、環境保全の観点から、よりよい事業を行われるようにするという、そういうような制度でございます。

アセスメントの実効性を確保するため、発電所につきましては電気事業法により、アセスメント結果の変更命令や、アセスメント結果に従っていない工事計画の変更・廃止命令が規定されているものでございます。

次、17 ページをご覧ください。環境影響評価法の対象となる規模でございます。太陽電池発電所で出力4万kW以上、風力発電所で出力5万kW以上となっております。なお、右側の欄ですけれども、第二種事業と書かれておりますのは、アセスが必要かどうかを判断するという規模でございます。

次、18 ページをご覧ください。太陽光発電事業に係る環境影響評価制度でございます。FIT制度の導入により、従来想定していなかった大規模な事業が増えてきたと、環境への影響が懸念されたことから、令和2年4月に法アセスの対象事業に追加をしております。その際、法対象とならない規模の事業につきましては、各地方公共団体の条例アセスの対象とすることが考えられること、そして、条例対象ともならない規模の事業は、ガイドライン等を示しつつ、自主的で簡易なアセスを促すべきというふうにされております。

次、ご覧ください、19 ページでございます。こちらのほうは、自主的で簡易なアセスを促すべきということを踏まえて、令和2年3月に公表された太陽光発電の環境配慮ガイドラインでございます。

小規模であっても、地域とトラブルになる事例が増加していることを踏まえまして、地域とのコミュニケーションを図りつつ、自主的な環境配慮への取り組みを進めるためのガイドラインとして公表・周知をしているものでございます。

次、20 ページをお願いいたします。こちらのほうは、近年、再エネの導入に当たって環境配慮や地域とのコミュニケーションが不足していることにより、地域トラブルが生じて

いる事例が増えてございます。環境省といたしましては、適切な環境配慮の中で丁寧な合意形成が図られていない再エネ事業については法アセスにおいて厳しい環境大臣意見を提出しております、その事例ということでございます。

次、21 ページをお願いいたします。風力発電事業に係る環境影響評価法の動向についてでございます。令和3年10月31日、昨年10月ですけれども、風力発電に係る規模要件につきまして、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性との関連も踏まえまして、第一種事業を1万kWから5万kW以上に改正をしております。

その際、法の対象外となる事業について、条例が整うまでの間、円滑な制度移行のための経過措置を講じているものでございます。また、その際、今後の検討事項といたしまして、立地に応じ、地域の特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントに係る制度的な在り方について、令和4年度中に結論を得るといふこととされてございます。

続きまして、22 ページをご覧ください。環境省では、環境アセスやゾーニング等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するために、環境アセスメントデータベースを整備しております。後ろのほうにデータベースの内容を示してございますけれども、森林法や砂防三法などの立地規制の情報、それから再エネ発電所の位置など、さまざまな情報を提供することによって、環境アセスに活用するということをやっております。

続きまして、最後、使用済み太陽光パネルの適正な処理でございます。26 ページをお願いいたします。2012年からFIT制度が始まったことで、そのときから大量導入された太陽光パネルが25年使われると、2030年代に入ってから増加するということが想定をされております。現在排出されている使用済み太陽光パネルの多くがリユース可能なものであるとされている。それから、銀などの有用金属を含むことから、リユース、リサイクルといった資源循環の考え方に沿った対応が重要となっております。一方で、パネルに含まれる有害物質への懸念から、適正な埋め立て処分の方法の明確化が必要となっていたところでもあります。

そうしたことを踏まえての現在の対応でございますが、2016年に策定した太陽光発電のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを2018年12月に改訂をしております、その中で、有害物質情報の伝達に関する関係者の役割分担であるとか、それから、埋め立て処分をする場合には、より安全な管理型処分場において埋め立てをするということを明確化しております。

それから、リユースにつきましては、2021年5月に太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドラインというものを策定しております。

今後については、さらに適切なリユースの促進ということ、それから、高効率なリサイクル設備の導入の補助であるとか、技術開発の実施によって、安定的な資源循環のための体制づくりを進めていきたいと考えております。

環境省からは、以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今から質疑応答および自由討議の時間とさせていただきます。ご発言ご希望の方は、原則としてT e a m sのチャットボックスにご発言ご希望をご記入いただければ順次指名いたします。また、ご発言の際、可能でありましたらカメラをオンにしていきたいと思えます。また、活発な議論を進めるために、発言1回あたりは3分以内ということをご心掛けていただき、各委員からご発言いただいた後、時間に余裕があれば2回目のご発言をいただく、そういうことにしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。積極的にチャットボックスに書き込んでいただければ順次ご指名いたします。

ないですか。手が挙がっているんですね。大塚委員ですね。お願ひいたします。

○大塚委員

大きいことを1つか2つぐらい最初申し上げさせていただこうかと思えますけども、今回、こういう検討をしていただくことは、全国的にいろんな観点から、再エネが、もちろん促進する必要があるんですけども、他方で、住民の反対とかも結構出てきていますので、こういう時期にご検討いただくのは非常にありがたいことだと思っております。

2つ目の、すごく大きいことだけちょっと申し上げておきたいと思うんですけど、1つは、この再エネ特措法が最初に入ったときから、認定に関しては、促進のためにかなり緩やかな対応をしていただいたことの結果、必ずしも行儀のよくない事業者さんも含めて認定されてしまったこととかがあって、今、まだそれに対する対応に経済産業省さんをはじめと追われているという状況かと思ひまして、これはまさにやっぴいかなければいかなないことで、非常に大事なことなんですけど、他方で、中長期的な課題としては、一定の規律の下で促進をしていく必要があり、まさに今、だからこそ、これをやっぴいいただひているんだと思うんですけども、そういう過去の問題と、それから中長期的なこれからの問題は、少し分けて議論する必要があるということをご1つ申し上げておきたいと思ひます。

それから、もう一つは、先ほどの経済産業省さんのご説明の中にもありましたが、やはり今回、太陽光が中心になっているところがあって、数としては確かにそのとおりで結構なんですけども、他方で、風力も今後増やさなければいけないということで、太陽光は倍増でしたけど、風力は5倍ぐらいでしたが、そういう風力のことも結構考える必要があります。先ほど環境省さんからのご説明で、21 ページでしたか、出てきていますが、これについては若干関わらせていただきましたけれども、この検討で、アセスの規模要件の引き上げのところで議論させていただいたときに出てきた結果としては、風力のアセスは、規模だけではなくて立地に関しても非常に重要だということが分かり、さらに、事前のアセスだけではなくて、事後アセスのほうがむしろ重要ではないかと、これは、例えば鳥とかのバードストライクを考えると、どうひいふうひ鳥が飛んてくるかということひ必ずしもよく分からないところもあります。E A D A Sの話もしていただきましたけれども、もちろんある程度は分かるんですけども、完全には分からないので、事後アセスが重要だとい

う問題がありまして、そういう風力特有の問題がございますし、さらに、風力の場合は規模が小さくてもゾーニングが重要だということもございます。

そういうことを考えて、今回、アセスについて規模要件引き上げをしたんですけども、他方で、やはり再エネ、ここだと風力の導入は国策でもございますし、条例に対応を任せてしまって、規模要件を引き上げた結果の空白部分について、条例だけで対応していただくと事業者の予見可能性も少なくなるということがございますので、今後風力を推進していくという観点からも、国のほうで、この空いたところについての法律的な端緒が必要ではないかという問題があります。

ということで、風力に関しては普通のアセスと違った特色があるということとか、つまりフルスペックのアセスは必ずしも必要ではないということ、簡易なアセスでいいんじゃないかというところがありますのと、今言った、間が空いてしまったところが残っていますので、条例だけで対処すると、事業者さんの予測可能性もちょっと少なくなるということがございますので、風力に限定したような、あるいは太陽光も入るのかもしれませんが、風力に一応限定したようなアセス法というのが恐らく必要で、21 ページに書いてある、迅速な対応が必要だということです。早急に関係省庁はご対応いただけるとありがたいかなということです。

もう一つだけすみません、論点の最後のところで、非FITの扱いの話とかも出てきていました。これも大きい話なので最初にしてしまったほうがいいと思いますので申し上げますが、電気事業法と、それからアセス法だけでは、非FITについては横断的なものとして対応することになるわけですけれども、電気事業法は基本的には安全性のことを考えておられます。

そうすると環境面に関してアセス法だけでいいのかということなんですけども、現在、FITに関してはFIT法があり、さまざまな認定についての基準を決めておられるということで、先ほどご説明いただいたとおりなんですけども、非FITについては、メリットを与えるというわけではないので、メリットとは関係なしに、環境配慮の必要の点から何をすべきかということになります。この点に関しては、基本的には条例に任せてしまっているわけなんですけども、事業者さんのほうからしても、条例のほうだと予測可能性が少なくなるということがございますし、自治体からは全国的に法律で規制してほしいという声はあるようなので、ちょっと考えどころかなということがございます。

もちろん私も促進が再エネに関して極めて重要だと思っておりますので、促進をしていく必要があるわけなんですけども、やや逆説的ではありますが、健全に再エネを導入することによって、住民に安心感を与え、導入しやすくするというために、法律で一定の規制をするということも考えられるのではないかなというふうに思っています、特に1つ問題になるのは、継続的に事業をやっていただける、あるいは反社会的勢力の扱いなどを含めた欠格要件ですね。どういう人が欠格かというような問題が1つあると思いますし、許可制はちょっと厳しいかと思うと、事後変更命令付きの届け出制になることも考えられると思

いますけども、これは具体的に考えていただければいいんですが、もちろん促進はしていかなければいけないので、規制を入れるというと、何かすごくネガティブな影響を与えてしまうと困りますので、そのさじ加減とか、どこまでやるかというのは、まさにご検討していただく必要はあるかと思っておりますけども、逆説的ではありますが「急がば回れ」ということで、再エネ導入を促進するための非FITについての法規制の採用ということも検討する必要があるのではないかということをお願いさせていただきます。

大まかなところ3点申し上げます。どうも恐れ入ります。

○山地委員長

最初にご発言いただいてありがたいんですけど、ちょっと長過ぎますので、もう少し簡潔をお願いします。

○大塚委員

ごめんなさい。

○山地委員長

以降はチャットボックスに書かれた順番で進めてまいります。

まず、若井委員、お願いします。

○若井委員

群馬大の若井です。土木工学、地盤工学が専門ですので、特に斜面防砂にまつわるコメントをさせていただきます。

いろいろ建築基準法の網にかからないということで、電事法サイドで、既に関係省令、いろいろご指導された成果も既にあるようで、昔散見された、パネルの支柱が、単管パイプが地面に刺しただけみたいな、そういういい加減な設備はもう見なくなったかもしれませんが、一方で、その本体設備とは別の付帯設備、支持地盤に関係する斜面問題とか、そういった施策を今回強化する必要があるというのが委員会の今回の検討の主眼の1つだというふうに認識しています。

例えば、ある一定高さの規制対象となるような盛土とか切土とか、そういう高さ要件に満たないような地形の改変であったとしても、斜面地なんかの場合には、例えば先ほど斜面保全の話もありましたけども、植生とか表土が短期間で人工的に失われることによって、斜面の地質の緩みとか、豪雨のときの浸食耐性の低下とか、雨水の流出速度の増加とか、裸地化して流末の負荷が上がるとか、そういった土砂が出てくる、こういうことを複数の省庁が所管する法令が既にいろいろあるわけですが、そういうことでちゃんとカバーできているかどうかということ、非常に専門性も広いですし、関係する省庁も広いという中で、漏れがないかということ、きちんとしていくというのがこの委員会の1つの役割かなと思っています。

この後、後段で特に指摘させていただいた、斜面の浸食とか長期的なリスク管理というのは、非常に、電気設備の形式要件だけ調べていても、なかなか未知の外力に対する備えという意味で難しい面もありますけれども、とにかく立地規制について、開発地区の周辺

の影響範囲なんかを慎重に検討していただいた上でやったほうがいいだろうと。

先ほど国交省さんのほうで砂防三法に関する土砂災害防止区域みたいな話もありましたが、それに加えて、高速道路とか、新幹線とか、あるいは変電所とか、農業ため池の堤体もそうかもしれませんが、重要インフラの近傍地区なんかの規制を適切な形でちゃんと書き切れるように法令の中で検討していただくと、よりよいのかなというふうに思います。

○山地委員長

では、次は柚木委員、お願いいたします。

○柚木委員

農業会議所柚木でございます。よろしくをお願いいたします。私のほうからは、特に農地利用との観点で何点か申し上げたいと思います。

1つは、やはり今回の検討会のポイントにもなっておりますけど、地域との調和の取れた再エネの導入ということでございますけど、われわれとしても、特に乱開発とか、それからまた無秩序な農地転用が行われないような仕組みはきちっとすべきだというふうに思っています。

特に、そのためには地域の合意形成を基本に計画的に行うということが一番ポイントになろうかと思えます。そういう意味では、先ほど農水省さんのほうからもご説明のあった、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく、今、現場での取り組みも行われておりますので、そういったものも参考にしながら検討していくことが大事ではないかというふうに思っています。

もう一つは、今、現場の大きな懸念として、農地のほうについても、太陽光を中心に相当施設が導入されているわけがございますけど、先ほどもご説明ございましたけど、大量廃棄の時代を迎えるということの中で、廃棄の処分の仕組みとか、ルールとか、誰がどのようにやってくれるのか、事業者の方が責任持ってやっていただけるのかどうか含めて、ややよく分からない点もあるというふうなことでございますので、この辺のこともしっかりと周知をしていくことが大事じゃないかなというふうに思います。

とりわけ、平成 29 年以降ぐらいに、いろいろ今ご説明のあった、いろんな設備の関係とか、それから環境配慮の関係とか、いろんなガイドラインが出されているわけでありまして、この辺のことが現場の法令に関わる方々にどこまで周知をされているのかということについては、やや疑問の点もあります。全体的な制度・施策の周知の徹底ということもお願いをしたいと思っています。

最後になりますけど、農業の場合、いわゆる営農型の発電設備というものがかなり今導入が進められています。このことについては、台風とか積雪に伴う被災の関係とか、また農作業と絡んだ設備の事故、また、下部の農地での営農が適切に行えるかどうかといったようなことで、いろいろ課題が顕著になってきております。この点については、安全性のための設計基準とか規格の話、それからまた、下部での営農との両立といったような点については、体系的に検討を深めていくことが必要ではないかと思っております。

す。

全体として、今、農地の利用の仕方については、地域で計画的にということで、今回の国会の中でもその法案が出されておりますけど、そういうものとも連動させながら対応していくことが大事じゃないかというふうに思っています。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。では、続きまして、大関委員、お願いします。

○大関委員

ありがとうございます。産総研の大関と申します。私は太陽光をやっていますので、太陽光の観点を主に発言したいと思います。論点も多いので、ちょっと3分に収まるようにかいつまんで、ちょっと早口になるかもしれませんがよろしくお願いします。

これまで問題になっているのは、事業者の倫理も大きいと思いますが、ひと昔より悪くなっている一方だと思っているので、今後も適正化は期待できないというところがあって、優良な事業者は公正な競争ができなくなっているという環境の下、行政は積極的な関与が必要になっていると認識していますので、こういうような動きは歓迎したいなと思っています。

カーボンニュートラルと地域共生の両立で、カーボンニュートラルは比較的分かりやすいですけども、地域共生は何なのかというので、何をやるか、何をやるべきじゃないかというのは、可能なら整理していただけると、各法の目的が何を鑑みてやっているかというぐらいでもいいかもしれませんが、少し判断に迷ったときに戻れるといいなと思っています。

土地開発の段階としては、適正な管理は、考え方として、事業と人と設備があると思うんですけども、それぞれどの観点で見ると、地域のコミュニケーションは事業や、人だと思えますし、現行の規制はどちらかという設備が多いかなと思っています。あと、抑止、促進の方法としては、規制の方法と経済的な方法があると思っておりまして、規制としては区域や規模とか設備基準の規制があるんですけども、これまでいろんな対応をそれぞれやられてきていると思いますので、ツールは揃いつつあるんだろうと思っています。

他方で、やっぱりそれが適切に守られているかというようなチェックのほうは足りていないと思っていますので、そういったところをどう各省庁で連携してやるかというところが大きな焦点だと思っています。

他方で、大規模なものが新規で今後入ってくるかというところは、疑問もあるところもありますので、既に導入されたものであったり、FIT法の認定済でこれから入るものというのがやっぱり大きな焦点だと思っていますので、その場合は遡及的であるのか、単なる適正化や明確化の措置なのかというような観点は十分に議論が必要なんじゃないかと思っています。

促進については改正温対法がまさにあって、ネガティブゾーニング的な役割というより

は、やっぱりポジティブにやってほしいと思っていますので、そういう意味ではF I T法とか系統接続の観点でのインセンティブとの相性が良いんだろうなと思っています。

その方法として、欧州で水上、営農といった入札方法が始まっていますし、除外というよりは、やっぱりどこかに入れたいというところのほうが有効だと思いますので、地域活用案件の中でどう議論していただくかというところが重要だと思っています。違う観点で言うと、少しローカルコンテンツの許容というところも、どういう制約があるかとか、ワークするのかというのも検討の余地があるかなというふうに思っています。

あと、今後の整理として、エネ庁さんの 13 ページ目の事業の実施の順番があったと思いますが、この整理は非常に重要だと思っていますので、各法令の中で、どういうふうな情報が得られていて、どのようなステークホルダーがいて、どのような変遷があるかというところは、ユースケースに合わせて整理していただく必要があると思っています。

もうちょっとだけ、少し話させていただいて、土地開発後の運転後の論点は、事故が起きたものと、再発防止というのが非常に重要だと思っていて、その場合は、事故が起きたものは、ちょっと消費者行政的に近いけど、リコールが機能しづらいので、それは横展開できることが必要だと思っていますし、その方法としては、事故情報の分析だったり、何が入っているかというようなデータベースが非常に重要だと思います。

安全などに疑義があるものは行政が立ち入りしなきゃいけないんですけども、その場合、サンクションとして一番重要なのは、やっぱり系統接続を止められるか、そのタイミングだと思っていますので、行政指導なのか、勧告なのかというフェーズがあると思いますが、早い段階から措置ができるようなことがいいかなというふうに思っています。あとは、疑義がある観点について説明責任をちゃんと事業者側にやらせるというようなところは、法的な体制が取れるかというところが大きなポイントだと思っています。

ちょっと最後に、廃棄等のところだけ。放置については積立など最低限の措置をいただいていると思いますが、事業終了をどうやって特定できるかというのが1つ課題として残っているのかなと思っています。ただ停止しているだけでそのままというものが増えると困ってしまうので、例えばスマートメーターとかで、一定程度発電していないものは確認できるようにというところは、配電網を託送料金として負担していることを考えると、その措置も重要であると思えますし、例えば事業計画策定ガイドラインの中では、3カ月以内をめどに修理が可能とするような体制というものを求めていますので、停止期間の考え方はそのようなところも必要だと思います。

あとは、最後に、廃棄が重要なのは当然そうなんですけど、事業計画策定ガイドラインではm同じように設備の更新というのも求めています、これはやっぱりF I T法の役割として、未来への投資でもあるので、20年後、どんどん事業をやめていくということがないように、アセットを、発電設備もそうですし、系統も有効に利用するということが重要だと思いますので、発電設備の更新について、今は努力義務となっていますけども、そうい

った観点はしっかりと整理して、2030年ごろに向けて、課題の整理や、優良事業者がうまく入れるきっかけにもなると思っていますので、いろいろ検討いただければと思います。ちょっと長くなり過ぎますので、以上で終わります。

○山地委員長

ありがとうございました。では、次、池田委員、お願いします。

○池田委員

みずほ銀行の池田でございます。よろしく申し上げます。2つほどあるのですが、まず、ちょっとお時間の関係上、1つ目のみということで。

既にお話しておられましたけれども、ゾーニング、抑制一辺倒でないゾーンニングというのが1つのアプローチであるかなというふうに感じております。ある地域は開発を容易にしていって、そうじゃない地域というのは逆に厳しい要件を課している。

ちょっと金融界という意味での関わりようでございますが、プロジェクトファイナンスと、その名のとおり、プロジェクト向けの事業金融の一形態として、国内、それから海外で、こういう再生エネルギーのご融資という形でお手伝いの機会をいただくというのが非常に多うございますけれども、これまで事業者様であったり、地元の皆さまのご尽力等で、われわれが見ている中で、何か問題になっていることって、ない、または少ないという中で、本日のアジェンダというのは少し、率直に参りますと距離の遠いアジェンダに感じております。

その背景の一要因として、銀行の融資契約という行為そのものが、恐らく一種のけん制機能になっているという側面があるのかなと。融資契約、皆さま一般的な身近なものとしては、通常、住宅ローンの契約なんていうのが一番身近かなと思うんですけども、プロジェクトファイナンスの融資契約という中でいきますと、さまざまなお約束事をさせていただく。金融の言葉で正しく言いますと、表明保証とか、作為の制約・不作為の制約と、要するに、やることの約束と、やらないことの約束といった取り決めをいただいております。これは融資契約のとき、それからお引き出しをいただくとき、工事が完成して返済をしている間、事業期間を通じてお約束事をお守りいただいていると、こういうようなことがけん制機能になっているんだろうということで、具体的に何をお約束いただいているかの一例として、何回も出てきていますけれども、法令順守、許認可の取得であったり、維持・保持であったり、環境規制をはじめとする規制の適合であったりと、こういったことのお約束事に抵触をしてしまうと、即時に融資の返済を行わなくては行けないと。本来であれば15年とか20年かけて返済をしていこうと思っていたことが、今日即座にということになる。

これ、また企業でいきますと、期限の利益の喪失という言葉を使うわけですけども、業者さまにとっても大きくご自身の事業計画が狂ってしまうということ、そうならないように、逆に言うと約束事を守るというインセンティブが働いていると、こういうような関係があるからこそ、しっかりと働くんだろうなということを感じております。

ちょっと違う側面でゾーニングにつながるところでまいりますと、太陽光、風力、そういったものって発電所であって、従来、大規模なガス火力発電所や石炭火力発電所、石油火力発電所と、昔からあるようなものというのは、その多くが湾岸の工業地帯に立地をしていて、しかも、非常に会社の規模の大きな電力会社さまやガス会社さま、または、海外でいきますと、総合商社さまや重工、重電メーカーさまがやっておられる、つまり組織力の大きい企業が本業として取り組んできたものと。

他方、やはり分散型電源というのは、産業収益が低くて、当然、融資からの参入もあって、それが当然好まれる時代でもあってという中で、近隣の方との近さというんですか、物理的な距離の近さというのを含めて、日本という国土の地勢上、難しいことはあるとは思いますが、やっぱりそこが起きづらかった仕組みが起きやすい仕組みになってしまっているという、ここを含めて考えると、1つ目、ちょっとゾーニングという考えはあっていいのかなということをやちょっと思った次第でございます。

いったん、すみません、以上とさせていただきます。

○山地委員長

ありがとうございます。では、次、松本委員、お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。

私からは、省庁の方に質問させていただきたいと思います。太陽光発電の反対運動も各地で起きており、今後地域主導型の太陽光発電事業を増やしていく必要があると思います。そこで、ソーラーシェアリングを推奨されている農水省の方にまずお伺いしますが、ソーラーシェアリングにおける地域理解について、どのように担保していらっしゃるのでしょうか。また、自治体、農業委員会や農業組合などが役割を果たすなどベストプラクティスがあったら教えてください。また、FIT制度の支援を受けるソーラーシェアリングについては、事業者から農地転用届があまり出されておらず、実は隠れみよになっているのではないかと聞いた話も聞いておりますが、実態としてはどうなんでしょうか。規律と推進のバランスをどう考えていくのか、農水省のお考えをお伺いしたいと思います。

続きましては、国交省、農水省、林野庁にお聞きしたいと思います。森林法や、宅造法について、自治体でも所管部局がまたがっていると思いますが、太陽光案件で違反があった場合、地方の経産局と連携するよう、各省から自治体に対して事務連絡はされていらっしゃるのでしょうか。また、森林法や農地法の許可は、FIT認定を前提に審査されると思いますが、この際、審査の内容の共有や、地域とのコミュニケーションの状況について情報交換は省庁間で密に行われているのでしょうか。

3つ目は、国交省にお伺いしたいと思います。宅造法や砂防三法の開発許可基準の考え方についてお伺いします。林地開発許可のように、太陽光発電の特性を踏まえた要素を入れて、他の省庁と連携するといった考えもあると思いますが、いかがでしょうか。

あと2つ、環境省にお伺いします。廃棄費用積立制度は、今年度後半から対象となる事

業所が出てきますが、一方で、処理場や処理事業者が廃棄パネルを引き受けないといった話も聞いております。環境省や自治体の廃棄物処理の受け手側、つまり処理する側の対応は十分でしょうか。そのために環境省が情報共有など、連携することがあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。もう一つ、環境省に主にお伺いしたいと思います、経産省のF I T制度と各省の補助金は支援の対象を整理していると伺っております。最近、環境省をはじめ各省による補助金が増えておりますが、今後F I T以外で悪質な案件が出てくる可能性もあるかと思えます。F I Tの事業計画策定ガイドラインを非F I Tの案件にも適用していくなど、政策支援に当たっては規律も両立するような考え方を整理する必要がありますのではないのでしょうか。以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。では、神山委員、お願いいたします。

○神山委員

聞こえておりますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。お願いします。

○神山委員

富山大学の神山と申します。よろしくお願ひいたします。私からは、本検討会の内容を踏まえまして、主に太陽光について3点ほど申し上げたいと思ひます。

1点目でございますが、多くの方がご発言されておりますように、ゾーニングおよび地方公共団体の実行計画というもの、こちら大変重要だと思っております。「2050 ゼロカーボンシティ」というので多くの県や市町村が賛同されておりますが、肝心の、そのゼロカーボンシティのロードマップというのを拝見いたしますと、十分とは言えない状況になっております。他方ですが、事前問題回避型の条例策定というのを作りたいというふうに自治体からご相談を受ける中で、かなり抑制に対して前のめりになっているなというのを感じております。

このように、全般にちぐはぐ感があるなと感じておりますところで、こうした中で、地域の持続可能性を考えるならば、地域エネルギーの重要性というものも推奨されておりました、そうしたところでも、将来像というところ、人口×必要な電力量×再エネ率という、必要な「土地」というものがどれだけ要するのか、必要な場所というものがどれだけ要するのかというところが出てくると思ひます。

そうしたある意味地域の「目標値」というようなものを想定して、そこから土地利用計画を立てていく、そして、もちろん推進区域とする理由、また、保護区域や抑制区域とする理由というお話も出ておりましたけれども、それも踏まえてなんですが、「自分事（じぶんごと）」となってしまうとなかなか物事が進みづらいというところがございますので、なかなか促進区域と言えるところ、少ないのかもしれませんが、それを地域の中で選び取っていく、検討していく必要というのがあると思ひます。

その上で、事業者、行政、住民というのも、土地利用計画、ランドデザイン、みんな
で決めたその事実ということに基づいて判断していくというのが温対法の改正の趣旨だっ
たのではないのかというふうに思っておりますので、こうした趣旨をぜひ実現できるよ
うな形になればと思っております。

2点目でございます。実態を勘案いたしますと、アセスの規模要件も変更になっており
ますので、住民合意の重要性を踏まえますと、説明会の位置付けというものの重要性が、
大変高まっていると考えています。

アセスメントでは、事業アセスというのを前提にいたしますと、どのように進めるか
という部分是对処できるのですが、その対象事業ではない規模のものが、太陽光、どうし
ても多いですので、アセスメント以前の部分であるところの、誰がどんな仕組みで、なぜ、
どこに作るのかというところが、説明会で事前に対処するというのが注視されねばな
らないと思っております。

そうした点で、説明会の実施というのはいよく聞かれるのですが、必要である、推奨され
ているというふうには聞かれるのですが、何を説明するべきかということと、また住民側
にどこまで伝わって、どの点に了解が得られないのかとか、必要なテーブルに着いてい
るのかどうなのかということとか、それらを踏まえますと、テーブルに着けるような仕組
みというのがより工夫されていく必要があるかというふうに思っております。

3点目ですが、これは廃棄物の問題でございます。全国的に太陽光が普及しているとい
うことは、太陽光パネルの廃棄物というのはどこにでも出るというところでございます。
という点から、各地でも雇用創出とか産業化の契機とできないだろうかということは考
えています。雇用創出とか地場産業化という表現から、どうしても地元定着型事業とし
て好ましいものというふうには受け取られる傾向があると思っております。そうしたもの
として定着できるような契機としたいと思っております。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。では次、興津委員、お願いいたします。

○興津委員

神戸大学の興津でございます。聞こえておりますでしょうか。

○山地委員長

大丈夫です。お願いします。

○興津委員

私、専門が行政法でございますので、行政法の観点から規制の執行、あるいはインプリ
メンテーションという問題について、質問ないコメントを申し上げたいと思います。

規制に違反した者に対してどのように規制を順守させていくかということについては、
よくある手段としては、法律に罰則を設けて、違反者に刑罰を科していくというものは立
法例がたくさんあると思うんですけれども、ただ、罰則というのは、警察や検察が動い
てくれないと、行政機関限りでは適用ができないというものでございますので、行政機関限

りで何か規制順守措置というものがあつたほうが、より動きやすいのではないかと考えます。

ちょっと現在の立法例、あるいは現在関係省庁さんで検討されているような立法構想の中で、行政限りでの規制の順守措置についてどういったものがあるかということをお教えいただけますとありがたく存じます。

それに関連いたしまして、いわゆる間接強制といったものを制度化する可能性がないのかということについても伺いたく存じます。間接強制というのは、行政法の専門用語で言いますと、執行罰というふうに言われることもありますが、義務に違反した者に対して、その義務が履行されるまでの間に、一定の金額の、金銭の支払いを科すと、支払わない者に対しては強制徴収もできると、そのようにして義務の履行を促すという仕組みが、例えば民事執行法などには規定がされておりますが、行政法上、行政機関限りで間接強制を行うということについては、砂防法という、先ほどのご説明でもありましたが、法律の中に1カ条だけ残っていると。ただ、それも額が非常に低額であつて、死文化している。

理論的には間接強制というのはできるはずなんだけれども、ちょっと現在の立法状況では全然用いられていないといったことを行政法の授業なんかでも紹介するんですけども、ただ、金額の設定をある程度一定額に、高額にすれば、それなりの効き目がありそうにも思えると。実際、学説上は執行罰、間接強制の活性化論なんかも有力に唱えられておりますので、そういったものを導入する余地はないのかどうか、そういったことが実際に実効的かどうかも含めて、改めて機会がありましたら関係省庁さんのご見解なども伺えればと思っております。

関連して、先ほど池田委員のほうから、融資契約においてさまざまな規制の順守を義務付けるという例がご紹介をされまして、大変納得というか、興味深く拝聴いたしました。契約は私人間の合意に基づくものですので、何か法律による義務付けとはちょっと法的なスキームはもちろん異なるわけですが、やはり、義務を順守しないとお金が止まるとか、借りているお金を返さなければならないというような、実際上の実効性の観点からすると非常に効き目がありそうに思えますので、例えば義務に違反した者に対して、それが補助金の対象になっていれば補助金を止めるとか、FIT制度の固定買い取りのほうに義務の順守状況というものを考慮事項として反映させるとか、そういうこともあり得るかなというふうに思いましたので、そういったことも含めて、執行についても、今、検討が必要だろうという旨、私からのコメントとさせていただきます。以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。ほぼ、チャットボックスにはここまでなんですけれども、1回目でございますので、他の委員の方からも少しご発言いただいた上で事務局から対応していただきたいと思うんですが、いかがですか。よろしいですか。

ちょっとだいぶ長い時間たつていますので、質問もございましたから、じゃあ、ここで

いったん今までのご発言に対して事務局からご対応いただければと思います。共同事務局になっているので、私からというよりは、事務局、どなたかリーダーシップを取ってご対応いただければと思います。よろしくお願いします。

○経産省

事務局でございます。まず、経産省のほうから幾つかご指摘いただいたことにつきまして考えて現時点で考えているところをご回答させていただきことにつきましてお話しできればと思います。

まず、大塚委員からご指摘いただきました点として、F I Tに関しましていろいろな対応をしてきたということですが、F I Tの認定においては、再エネについてはさまざまなご指摘のとおり事業者が参入されているということですが、こうした中で過去の未稼働案件を受けまして過去のさまざまな対応をやっているということですが、まさに先生ご指摘のとおりで、過去の対応ということとこれからということとはしっかり分けた議論が必要かということですが、また、私どもは経産省のほうでこれまでやってきた対応ということを含めながら分析をさせていただきましたけれども、やはり今起こっている課題に対応して、これからしっかりと発生するもしくは未然に防いでいくといったような、今日、本日は既にさまざまな委員の先生方からご指摘いただいたことを含めて、分けて議論をしていく必要があるのかということ、われわれもそういう問題意識の下で考えるところでございます。

また、Non-F I Tの話もございました。Non-F I T、Non-F I Pの話につきまして一定の規律が必要ではないかといったことですが、事業の継続性や計画要件などのご指摘もいただいておりますけれども、法律なのかどうかというようなことも含めまして、一定の規律をどういう形で担保していくのか。現時点でNon-F I Tのものとかで経産省もしくは環境省さんのほうでも補助金で支援をしている、例えば経産省でありましたら、需要家が主導する太陽光の導入について2分の1補助などの補助金もございます。これはNon-F I Tの場合の補助金もスキームがございまして、こういった場合はまさに事業の継続性という観点から、電力の契約については8年以上の契約とか、もしくは再エネ特措法に基づくガイドラインを遵守するというところ。遵守違反があった場合には、先ほど興津先生がおっしゃっていただいたような補助金の返還といったことなども当然視野に入れたようなそうした連動性を持ってやっていくわけですが、さらにその補助金では対象としていないNon-F I Tといったものも当然出てくるということですので、こうしたF I T以外、補助金が入っていないそうした電源も含めました対応についての検討というところは、今回のまさに委員会でもご指摘いただきながら議論を深めていければというふうに考えているところでございます。

また、大関委員からさまざまなご指摘をいただいております。まさに規律についてはさまざまなツールが出てきているのでチェックが足りていないんじゃないか。ここが焦点じゃないかというご指摘もいただいておりますので、まさにそうした観点で資料の中

でも問題意識としては、より執行力というところで言及をさせていただいてございますが、どういう形で、これは関係省庁、また各法令の実際の許認可というところが都道府県にありている中で、こうした対応をどういう形でやっていくのがいいのか。また、単純にヒューマンリソースを増やすのかという観点だけではなくて、デジタルという観点でデータ連携を含めて、いかに執行を効率的かつ関係省庁制度の壁を越えてやっていくことができるのかといった観点で、まさに、この検討会でもご議論を深めながら、具体的なアクションを順次展開できないかということのをわれわれとしても同じような問題意識を持っているところでございます。

また、事業終了をどのように特定するのかとか、まさに先生ご指摘いただいたとおり、ガイドラインに書いているような今後、設備の運転について買取期間が終わりそのまま廃棄という形になるのではなくて、なるべく設備を更新したりとか、まさに国民のご負担をいただきながら造成した社会的なアセットである再エネ設備について、未来の投資にどうつなげていくのかといった観点につきましても、しっかりと事業のメンテナンス保障をしていく中で未来への投資につなげていくという観点も当然重要でございますし、こういったことにつなげていくような形にできればというふうに考えてございます。

また、池田委員から先ほどご指摘いただいたとおり、まさにさまざまなファイナンス面での規律の観点で、法令遵守というところとかがまさに契約上書いてあるということで、まさにここにつきましては、私どものF I T法に基づく認定基準においても関係法令遵守というところは書いてございまして、冒頭に説明申し上げたとおり、実際に関係法令遵守違反のものにつきましては、実際にF I T認定を取り消したのもございます。ただ、これのまさに興津先生、行政法の先生ご指摘いただいたとおりで、取り消しに至る際にはさまざまな規制の遵守措置というところで、指導というところから始まり、改善命令、そして取り消しに至る際には聴聞などのプロセスを経ていく中で取り消しを行っていくということでございます。したがって、そうした遵守されていない状況が続いてしまうということも、当然その取り消しまでに至る期間は、仮に事業者さんのほうが対応しないということ意思決定されている場合には、取り消しまでそうした期間中は違法状態が継続してしまうという観点の中で、まさに黄木先生が後半におっしゃっていただいたような、その間に何かしら一定の規律を及ぼすようなそうしたことについての検討というところについても、まさに本日ご指摘いただいたところを含めまして、さらに検討が具体化してもっと検討を深めていくということが必要なのかということのを池田委員、興津委員のご指摘から感じているところでございます。

また、今後、ご議論いただく中で、さらにわれわれとしても具体的な検討の方向性などについてもご議論を深めていければと思っているところでございます。

松本委員から各省庁さまのほうにもご指摘をいただいておりますけれども、ソーラーシェアリングなどにつきまして、実態の把握とかにつきましてわれわれF I T法におきましても、2020年以降、10～50kW、そして2021年度からは、順次、野立ての太陽光につ

きましてもソーラーシェアリングかどうかということ把握するようなことについては、われわれも定量的な把握については努めているところでございます。ソーラーシェアリング、今後の太陽光の中の一つのポテンシャル、有力な選択肢の一つだというふうに考えてございますので、先ほどわれわれも実態把握などにつきましては、本委員会のご指摘以外にも価格算定委などでも宿題、ご指摘もいただいておりますので、ここは農水省さんと一緒に連携しながらしっかりと実態の把握などについて、別途、農水省さんからご回答があると思いますけれども、連携しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、あわせて、関係法令、国交省さん、農水省さん、関係法令の関係で違反があった場合にどのような事務連絡、これについては、ちょっと実務的なところは各省さんからお願ひいただきますけれども、われわれは当然、こうした法令違反があったところを踏まえながら、再エネ特措法、関係法令遵守違反があった場合には、FIT法、再エネ特措法におきましても、指導もしくは再度申し上げたとおり違反状態が非常に問題がある場合には取り消しということもいただくことでございますので、こうした連携がうまくスムーズにいくことが非常に重要だというふうに考えてございますので、各省庁さまのほうの対応ということもお伺いしながら、われわれも速やかな連携というところについては、これは一応そういうことを制度としては連携を前提にしているわけでございますけれども、こういったものをさらにしっかりと連携が速やかにいくような形というところは、本日のご議論を踏まえながらもより重要性が増しているんだということを改めて認識をしているところでございます。

また、積み立てに関して、処理事業について、これは環境省さんからも後でフォローアップがあると思いますけれども、われわれも業界団体において、実際に処理事業者、引受事業者について、なるべくホームページ等でしっかりと事業者が特定できるもしくは照会できるようなそういう形で業界団体からのアプローチということもやってございますけれども、プラスアルファ環境省さんの取り組みがあればご紹介をいただければというふうに考えてございます。

また、神山先生から太陽光について複数のご指摘をいただいております。環境省さんのほうから後で、またご指摘いただけると思いますが、やはり説明会の重要性についてはご指摘のとおりかと思っております。私どもも事業ガイドラインにおきまして、コミュニケーションの重要性を努力義務と課してございます。

その中で当然、努力義務の中には、住民説明会が当然念頭に出てくるわけでございますけれども、先生ご指摘いただいたとおり、何を説明するのか。また、住民の方々、地域理解というところで何をご理解いただくのか。また、実際にボタンの掛け違いでなかなかこじれてしまったときに、テーブルに着いていただけるような仕組みといったご指摘もいただいたかと思っておりますが、こういったことについて現時点では努力規定ということでございますので、なかなかテーブルに着いていただくということについても努力義務という範囲

でございますけれども、これについてもご指摘をいただいたところを踏まえて検討がさらに必要なのかというふうに考えているところでございます。

また、廃棄物の処理、太陽光さまさまなところに出てきてございますので、地域におけるそうした雇用ですとか産業との連携というところも視野に入れたことが必要なのかと、これは環境省さんのほうからもご指摘があったらフォローアップをお願いできればと思っております。

興津委員のところから先ほど規制の遵守などの状況については、少し枠組みにつきましては、F I T法上はそうした指導、そして改善命令、そして、それに従わない場合には聴聞を経ながら取り消しという措置が枠組み上はあるということで説明に代えさせていただければというふうに考えてございます。間接強制につきましては現時点ではF I T法上では措置はされていないという状況でございます。

経産省のほうからは以上でございますけれども、続きまして、環境省さんのほうからお願いできればと思います。その後は、農水省さん、国交省さん順次お願いできればと思います。

○環境省

そうしましたら環境省関係にいただいたものについてお答えをします。

松本委員のほうからF I T以外のものへの補助金についてちゃんと適正にやるようにという話をいただきました。ご指摘のようなF I Tのガイドラインどころを踏まえて、適正になるようにといったことを十分にチェックした上で再考しているところであります。状況を踏まえてしっかりと今後はF I Tで適正をしっかりとチェックしていきたいというふうに考えております。

それから神山委員のほうから、今回、温対法の改正というのが地域全体のグランドデザインを考えてやっていくというそういうコンセプトじゃないかという、まさにおっしゃるとおりでございます。やっぱり今回の改正温対法の趣旨というのはゼロカーボンシティという多くの自治体に宣言をいただいておりますので、そういった宣言というのを具体的な施策に落とし込んでいただきたいと思います。そうした中で地域主導である再エネを最大限活用して取り組んでいって、そのためのツールとしてここで使う促進地域、地域ゾーニングであるとか地域における合意形成のようなそういう仕組みを活用していただきたい、そういう思いでおります。

そうした中で、当然これは再エネだけの話ではなくて、おっしゃるとおり再エネをじゃあこれだけのkWを導入していくということは、地域にそういったものが一定の面積入ってくることになるわけでございますので、地域のどうなるかという将来像を考え合わせながらどうしていくのかと、地域のグランドデザインを考えた中の政策ツールということになっていくと思います。実行計画の作成マニュアルの中でもそういったことを書いてございまして、ご指摘を踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

続きまして、大塚委員のほうから風力発電の環境影響についてご質問がございました。

負荷発電、特に陸上風力については適地が限られているという中、風力発電が集中するというような事例も見られております。また、風力については規模に限らず立地場所に応じた環境影響をしっかりと捉えていかなければならないことを認識しております。大塚委員のご指導の下で規模要件の改正というものをさせていただきましたけれども、その際も課題と認識しておりますので、この点についてもしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、神山委員から地域のコミュニケーション、説明会の推奨、内容についてということでございます。先ほどアセスメントの説明の際にご紹介させていただきました太陽光発電の環境配慮ガイドラインと、条例アセスによらず小規模のものでもこのようなガイドラインに基づいてやってほしいというもので示しているものでございます。その中でも地域住民等に対する事業の予定の周知ですとか、事業計画案の説明など細かくこのようなコミュニケーションを取ったらいいのではないかとというような内容が記載されております。こういうガイドラインをしっかりと事業者さんですとか地域の皆さん、住民の方にも伝わるようにしっかりと周知をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、廃棄リサイクルの関係でございます。まず、柚木委員のほうから廃棄の仕組みやルール等の周知をしっかりとやっていくべきではないかというようなご指摘をいただいております。環境省のほうで 2018 年に策定をしましたリサイクル等の推進に向けたガイドラインにおきましては、基本的な考え方として、まずリユースを、次にリサイクルを、それが難しい場合には埋め立て処分の順番で取り組んでいただきたいということですが、あるいは廃棄物処理法上の解体撤去、運搬、処理のところまでを法令遵守の関係から留意点を整理をしているという状況でございます。また、ガイドライン公表後に環境省のほうとしては、所有者向け、解体撤去事業者向け、保険代理店向けという形で、各主体に応じた形でのガイドラインの内容を解説したチラシというものも作成をしておりますので、関係省庁の方とも連携をさせていただいて、引き続き周知に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、松本委員の廃棄物の受け手のほうです。中間処理業者の体制ですとか、あるいは神山委員のほうから PV パネルの廃棄を各地の雇用創出の機会にというお話がございました。環境省のほうではリユース・リサイクル事業者、それとあと、最終処分事業者を対象に、今現在の実態把握に努めているという状況でございます。現時点までの調査においては、今排出されるパネルの多くは大部分がリユースに回っているという状況でございますけれども、中間処理の実態も含めて引き続きしっかりと把握をやっていきたいと思っております。また、さらにリサイクルの観点に関しては、省 CO2 型の高度なリサイクルに努めていただくということも重要だというふうに思っております。リサイクル設備の補助に関する支援というものも行っているというところでございます。こうした環境省の補助でリサイクル設備を入れた事業者の情報というのも環境省としては把握をして

おりますので、これについては適切に関係省庁も含めまして情報提供のほうを努めてまいりたいというふうに考えてございます。私のほうからは以上になります。

○経産省

続いて、農水省さんのほうはよろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。音声がちよっと乱れました。申し訳ございません。

○農水省

よろしいですか。農水省です。聞こえますか。

○経産省

聞こえます。

○農水省

農水省のほうから、まず松本先生いろいろご意見ありがとうございました。先生からのご指摘のソーラーシェアリング、われわれは営農型太陽光と呼んでおりますけれども、こちらについてでございます。

まず、地域の合意の担保の話なんですけれども、これは事業をやるときには一般の太陽光と同じで地域と近所の方と話すのは、これはもう当然だと思っております。ただ、ソーラーシェアリング、営農型太陽光につきましては、下部の農地できっちり営農がなされることというのが大原則ですので、この部分については常に担保していただく必要があると考えております。

それで、地域との共生については、そもそも柱の下のところが一時転用許可ですので、その大多数は農地のままなんです。ですので、農業委員会の許可、農業委員会というのは地域の方か営農者で構成されていますので、これの方が見て毎年チェックされまして、ちゃんと当初言っていた話は守られているとか、営農の状況をちゃんとチェックされるので、その辺りはきっちりされていると思っております。

ベストプラクティスの話なんですけれども、これは結局、一般の太陽光でも同じだと思うんですけれども、特に下部の作物との相性とか、被覆リストの関係、それから気候との関係というのは、これが日本も南北に長いのでいろいろ事例があるんです。これを交付金なり補助金なりで農水省とか環境省のほうでいろいろ収集しまして、これを極力共有するという形を一生懸命やっているところでございます。

3つ目の転用許可なしに発電をしているという話なんですけれども、これはわれわれはそういう事例は承知しておりませんで、仮にあった場合については、これは法令違反ですのでしかるべき措置を取ることになるのかと思っております。いずれにしましても、必ず一時転用許可が要りますので、かつ毎年のチェックを経てちゃんとやっていたら更新、ちゃんとやっていないければ更新されないと、もしくは途中で撤去ということになりますので、この制度は非常にいい制度だと思っておりますので、くれぐれも悪い事例がいい事例を駆逐することないように一生懸命やっていきたいと思っております。以上でございます。

それと、あと、興津先生からご指摘のありました規制の話なんですけれども、基本的に

農地法のところでチェックは入りますが、再エネ法の中では施設整備計画の中でいろいろ経費の積み立てとかいろんなことを書き込んでいただきまして、市町村がそれをちゃんと担保するということになっていますが、仮に守られない場合についてはいろんなワンストップであった許可をそもそもなかったこととなりますので、非常に厳しいペナルティが課されているということでございます。以上でございます。

○農水省

引き続きまして、林野庁からお答えをさせていただきたいと思います。松本委員から関係省庁の連携というようなお話があったかと思えます。おっしゃるように森林については、私どもの森林法の制度で林地開発許可、また、それに基づく監督処分等が行えるわけですが、ある意味森林に限られるという中で限界があります。そういう中でやはり都道府県には現場において他部局としっかり連携するように通知等をしているところでございます。

また、地域コミュニケーション、これは神山委員からもありましたけれども、林地開発許可については関係市町村等の意見聴取というのが定められておりますので、併せて令和元年度の基準には、配慮事項ではございますけれども、住民説明会の実施等をやってくださいというようなこと、またそのことを都道府県においても確認をするというようなことを定めているというところでございます。

また、若井委員から防災面での話がありました。これも先ほども説明しましたが、太陽光発電の特性というのがありますので、一定の整理をしたところでございますけれども、現在改めて検討会を立ち上げて、その効果の検証を進めてございます。盛土規制法は先ほど国交省さんからご紹介がありましたけれども、この法案審議が今行われておりまして、これが成立した後に関連する技術的な基準も整理されていくこととなっていくと思えますので、そういうものも参考にしながら私どもの基準についてもしっかりと整理をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○経産省

何か国交省さんのほうからコメントなどはありますでしょうか。事務局からですが。

事務局からです。国交省さんのほうに何か追加のコメントなどはございますでしょうか。

○国交省

大丈夫ですか。マイク大丈夫でしょうか。ちょっと調子が悪いんですけども、大丈夫でしょうか。聞こえますでしょうか。

○経産省

はい、聞こえています。お願いします。

○国交省

国交省です。幾つかいただいた点にご回答申し上げます。

そしたら若井委員からあったかと思えますけれども、盛土のところで漏れがないかといった、基準等で漏れがないようにという話だったと思えます。今は盛土規制法関係は、今、

林野庁から話がありましたけれども、先日も技術基準の検討に入っただけです。技術基準の中でどういったことを決めていくかということになると思いますけれども、周辺に悪影響が及ぶようなものは広く対象にしたいと思っていますので、そういった観点でなるべく広く対象にできるように盛土規制等の基準なんかも検討していきたいと思っていますので、議論の対象となるようにやっていきたいと思っています。

それから松本委員から他省庁との連携という観点も出ました。この盛土規制法も省庁連携は各省が集まった会議からスタートしてございますので、今、国でもそういった省庁連携でこの法案自体は議論しながら進めておりますし、でき上った後も公共団体の方々にも各関係部局と連携してやっていくということをお願いするような通知等々ガイドラインを出してやっていこうと考えてございます。

特に警察との連携が大変大事だということでございますので、警察とも人事交流等もしながら連携して現場で対応していくというようなことをぜひやっていきたいと思っていますので、そういったことも公共団体のほうに出していきたいというふうに思っております。

あと、興津先生からありました間接強制とちょっとわれわれは違うと思うんですけども、われわれはこの罰則だけじゃなくしていろんな命令とか行政代執行とかいう流れで、やっぱり悪いことをやった、特に建設業者とかそういった盛土をするような業者に対しては、そういった建設業は建設業での許可を例えば取り消すとか、罰則だけじゃなくしていろんな方法でその業者等々を悪いことをやらないように、そういった形でやっていきたいというふうに思っております。私のほうからは以上です。

○国交省

砂防三法に関しましては、若井先生、松本先生、興津先生からご指摘いただいたかと思っております。若井先生のほうからは、斜面地の再エネ設備の導入について論点になるというご指摘をいただきました。砂防三法区域でも要件を満たさないまま再エネ施設が設置されるような事例もございまして法令遵守はもちろんのこと、本検討会におきまして砂防三法区域を含めまして広く斜面地一般の再エネ施設の導入の在り方についてご議論いただければと思っております。

松本先生から開発許可に関する各省令連携についてご指摘がございました。砂防三法区域につきましては、都道府県の条例や規則でもってその許可基準が定められているところでして、その点につきましては、都道府県の判断のほうに委ねられているところでございます。しかし、大規模開発に伴う盛土や切土等の基準につきましては、基準案としまして国のほうでも通知しているものがございまして、こちらについては、今後、盛土法の基準の検討と連携してまいりたいと思っております。

興津先生のほうから執行罰についてご指摘がございました。ご指摘のとおり、砂防法には執行罰の規定がございまして、ただ、実態としましては、違反のあった場合にはFIT法でご説明があったのと同じように、指導、命令等の手段が取られているというふうに認識

してございます。以上でございます。

国交省からは以上でございます。

○経産省

事務局からは以上でございます。一度、座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○山地委員長

では、チャットボックスに新たに発言を希望の方がございますので、まず、1回目の発言のご希望の方を優先して、時間が許せば2回目のご発言のほうにも回したいと思います。私が把握している順番で申し上げますと、まず、雨宮委員です。その後が黄木委員、それから丹生谷委員、あと、高村委員、この順番でまいたいと思います。では、雨宮委員、お願いします。

○雨宮委員

山梨県の環境・エネルギー政策課の雨宮と申します。まずもって今回の検討会の委員に参画させていただいたことを大変光栄に存じております。よろしくお願いいたします。

ご案内のように、私ども山梨県は東京都に隣接する中で県土の78%を森林が占めております。一方で、日照時間は日本一ということもございまして、太陽光発電施設の設置が急激に進んだところでございます。そのような中で、森林における太陽光発電施設が自然環境や生活環境あるいは景観に対して悪影響を及ぼす事例が出たということで、個別法の中で対応できないような緊急性も生じてきた中で、昨年になりますけれども、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例を制定したところでございます。条例の制定ということで一定の規制というような考え方にもなるかもしれませんが、正しい形で設置をしていくということが重要というふうに考えておりました、そのことによって将来に渡って持続を図っていくことが必要だというふうに考えております。

私ども環境・エネルギー政策課では、一方で温暖化対策も所管しておりますので、2050年のCO2ゼロに向けて目標を設定して、山梨県としても県民、あるいは県内企業の皆さまをけん引する形で実行計画を進めていくという立場でもございます。今回は条例の制定ということで委員にご指名いただいたというふうに考えておりますので、本県の現状あるいは今後の課題等について発言をさせていただく中で、今回の検討の参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。そうしますと、次は黄木委員、お願いします。

○黄木委員

那須塩原市の黄木です。声は届いていますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。お願いします。

○黄木委員

論点にも書いてございますように、地域との共生、地域の安全や安心のために検討していただくということ感謝申し上げます。一方で、この共生の中で、安全や安心はうたわれているんですけども、地域への貢献という意味ではもう少し付け加えていただけたらと思うんです。それは何かといいますと、再生可能エネルギー、自立分散型のエネルギーといわれますものの今の設置、メガソーラーの設置はただ単に分散立地しているだけなんです。なぜかと申しますと、連系先の系統が停電するとあんなに大きな施設がありながら発電してくれないんです。ですからそういう問題を解決するため、例えば、再生可能エネルギーを地域で使えるような仕組みが必要なんじゃないかと考えます。そうすることによって停電時でも地域で活用できる、そういう再生可能エネルギーが地域に立地してくれることが望ましいと。なおかつ平時でも地域に立地した再生可能エネルギーを導入していただければいいと思います。それはなぜかといいますと、このような系統の末端にあるようなところにメガソーラーがばんばん建っちゃいますと、系統の逼迫（ひっばく）の要因になっちゃうんです。そこで導入する再生可能エネルギーに見合うような需要というのを地域でつくっていくことで平時の電力需要、系統の逼迫の緩和に役立つと思います。今回の論点からは外れるというふうに言われちゃうかもしれませんが、または、例えば改正温対法の促進事業でやればいだろうという話かもしれませんが、最低限の仕組みというんですか、そういうのをつくっていただくと再生可能エネルギーが地域に貢献できるものになると思います。安全安心な再生可能エネルギーがそこであるだけだったらむしろ空気と一緒に、確かに必要なことかもしれませんが、われわれにとって何のメリットもないんですよ。そういうような論点もあるということのを頭の片隅に置いていただいて今後の検討にしていいただければと思います。私からは以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。では、次に丹生谷委員、お願いします。

○丹生谷委員

弁護士の丹生谷です。よろしくお願いいいたします。

私からは1点だけなんですけれども、地域住民とトラブルが生じてしまったときの解決の方法としての話し合いの場というようなものを設けるということをちょっと視野に入れてご検討いただければありがたいというふうに思いました。というのは、計画段階では法とか条例などで協議の場というのが設けられて、試みられているようになってきているというふうに理解はしているんですけども、開発が開始した後、それから運転が開始した後の段階になりましたら、環境の破壊であるとか、公害問題なんかも懸念事項が現実化していくわけなんですけれども、じゃあ、住民が訴訟を提起するのとかというような話になりますと、負担が重いとか金銭賠償というのが必ずしも解決になるのとかというような話とかもありますので、この辺の割とソフトな話し合いの場というのが、第三者が入ったような形で設けられるというようなことがあってもいいのではないかというふうに思うんです。例えば一つの例なんですけれども、自治体さんが入ってくださるとか、そういったような

ことも考えられるのかというふうに思います。ですので、ちょっと、今回の今までのお話からは角度が違うのかもしれないですけども、話し合いの仕組みというものについても念頭に置いてご検討いただければありがたいと思います。

○山地委員長

以上ですか。

○丹生谷委員

はい、以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。では、先ほどの事務局から対応しているときに遅れて入られた高村委員ですね。お願いいたします。

○高村委員

申し訳ございません。山地先生、聞こえますでしょうか。

○山地委員長

はい、大丈夫です。

○高村委員

ありがとうございます。申し訳ありません。遅くなって先生方のご発言をあまり聞いておりませんので重複するかもしれませんが、幾つか申し上げたいと思います。

今回、この検討会を開いていただいたのは非常に重要だと思っていまして、国の気候変動政策としてもそうですし、エネルギー政策としても、特に今の状況としてはエネルギー安全保障の観点からも、再生可能エネルギーをやはり大きく増やしていくということは必要だと思うんですけども、同時にその地域の環境の保全ですとか地域社会の中でのこうした再エネ導入が適切に行われていくというのが、そうした政策目標を実現する上でも非常に重要だというふうに思っております。

私自身はそれぞれの法令の中で適切な対応をされているというふうに思っておりますし、買取制度の中の認定の要件の中でも関係法令、条例の遵守というのはその要件として位置付けられているわけですけども、しかし、やはり実際に地域の中でトラブルが生じたりしている案件というのは耳にする、目にするわけです。そういう意味で先ほど山梨県の委員の方からもございましたけれども、具体的にその原因が何なのかというのを印象論ではなくしっかり事実に基づいて分析をして、対応を考える必要があるのではないかと思っております。その規律が足りていないのか、既存の法令の適用に問題があるのか、それとも違反のそもそもやはり発見をするための仕組みですとかリソースの問題なのか何なのか、この原因というのを少し丁寧に、やはり見る必要があると思っていまして、幾つかそういう意味では事例について委員の先生のご知見もそうですけれども、話を伺えるといいのではないかと思っております。

特にこのタイミングというのは買取制度によらない形で導入が進んでいく。それも推進しているタイミングですので再エネ特措法で把握して作っている仕組みの対象外で導入が

進んでいく可能性も十分ありますので、そういう意味での関係法令の対応をしっかりと地域の中での適正な導入を進めていくという意味で重要だと思いますし、非常に時期に適った検討のタイミングだと思います。

各論として3つなんですけれども、基本的に検討のポイントでお示しいただいている点について異論はありませんで、それを少しハイライトといたしましょうか、コメントしたいというふうに思っておりますが、ご回答を聞くと興津先生からもそういうご趣旨のご発言があったのかと思いましたが、一つはやはり違反状況の早期改善あるいは違反状態の予防という論点なんかもあったかと思いますが、やはりその点は先ほど申し上げたトラブルを起こしているようなケースを見ながらでありますけれども、どういう対応が可能かということについては、ぜひ検討が必要ではないかと思えます。例えば、関係法令についてもそうですけれども、再エネ特措法のところでも認定取り消しまで非常に丁寧な手続きが求められるわけなんですけれども、場合によってはその間、改善するインセンティブというのがうまく手続きを進めている間は働かないのではないかとといった仮説もあり得るかと思っております。今これは予断するものではございませんけれども、違反状態をやはり早期にいかにか改善をしていくか、予防していくかという観点、これはぜひ議論をしたい点であります。

それから2つ目は、お答えを求めるものではありませんが、今回の検討を踏まえて、特に再生可能エネルギーを地域で適切にやはり、しかも先ほど那須塩原の委員の方からもありましたけれども、やはり地域にとって裨益（ひえき）の大きな形で再エネ導入を進めていくという趣旨で、改正温対法の下で区域指定をして事業認定をしていくという仕組みを入れていると思うんですが、区域指定の中には関係法令で規律をされている禁止区域等々が反映されていると思えますけれども、どういうふうにこの改正温対法の地域での区域指定や事業認定等をここでの議論を結び付けていくかという点についても重要な論点ではないかと思えます。

最後の点でありますけれども、太陽光パネルの廃棄であります。先ほど環境省のほうからのお答えも伺いましたが、ご存じのとおり循環計画の中でもやはり非常に重要な事項として多くの委員からも指摘をされている点だと思います。太陽光パネルについては再エネ特措法の下で常に電力の需要家の負担で廃棄費を積み立てしています。しかし、やはりこれが本当に制度として回っていく再利用され、リサイクルされ、しっかりと適正に廃棄をされる、処分されるためには、回収をする制度、その回収を誰がしっかりと責任を持って行って、下流のフローといたしましょうか、リサイクル、廃棄のフローを乗せていくかというところは、やはり地域と協力した制度の構築が必要だと思っております。先ほど言いましたように、廃棄の費用は積み立てをされていますけれども、この制度がしっかりと整わないと、やはりしっかりとした太陽光パネルのリサイクル、廃棄というのは難しいのではないかとこのように思いますので、ぜひこの点は検討をいただきたい。ここでも検討いただきたい点であります。

とりわけ買取制度によらない導入が進んでまいりますので、その場合も含めて太陽光パ

ネルの廃棄問題についてはしっかり検討が必要ではないかというふうに思います。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。時間もだいぶ迫っているんですけども、まだちょっと時間がありますので、2回目のご発言をご希望の方は、私の把握するところでは池田委員と大関委員ですけども、できるだけ簡潔にご発言いただいて、その後で後半の議論に対して事務局から対応できるところは対応していただくとしたいと思います。まず、じゃあ、池田委員、お願いします。

○池田委員

ありがとうございます。池田でございます。規制の在り方ということでもちょっと念のためと。インフラ事業というのは地域に根差しているものですので、地域の方々のご理解があって成り立つもの、社会のステークホルダーとして事業者だったり金融機関というのはそれに沿って動く、これは当然のことと。インセンティブの中でちょっとお話をと。若井先生が予見性が大事ということをおっしゃっていただいて、この予見性というのはまさに事業が、15年、20年、25年となり初めてこれが成り立ち得るという中において、事業を進めていく中で非常に重要な点でして、これはひるがえると最終的には地域の方にとっても非常に大事なこと。法の遡及適用とか解釈の余地が残る、恣意性が残るとというのはやっぱりなるべく避けられたほうがいいのかというふうに感じています。

規制ということについて2つちょっと述べますと、ガイドラインのものを設定いただいて、これは産業に関わる皆さんが概ねそれに沿っていくと。一例でいきますと、賃貸契約なんかで敷金精算のガイドラインと、これは世の中のデファクトスタンダードですよという、例えばこういうものがあるわけですけども、こういうような仕組みなのか、これは海外の国なんかで広く見られるようなワンストップショップサービスと呼ばれますが、今回は環境省さんも一言述べておられたと思いますが、民活事業の窓口となるような枠組み、窓口の一元化と、こういったものというのはちょっと必要かと感じておる次第です。1回目の中で法令を守らなくちゃいけないということを一言申し上げましたけれども、実際にはこの実施計画に付いてくるのは30、40という数の法令が付いてくると。本当にごく一部だけ申しますと、景観法、電磁法、都市計画法、河川法、土地造成等規制法、自然公園法、騒音規制法、電波法、消防法。

○山地委員長

時間を短く。

○池田委員

失礼しました。そういったものを考えたときに、相当な組織力と資本力がないとやっていけないと。ここは生産性のことであり、社会のコストに関わってくるところでもあって、こういった部分のバランスをしっかりと取れるようなことが、最終的にはわが国の再エネをうまく進めていく、地域の理解を得ながら進めていく、こういうものになるかと思って

いる次第でございます。長くなりまして失礼いたしました。

○山地委員長

次は大関委員と言ったんですけれども、もうひとつ、多分、手が挙がっているのは大塚委員ですね。だから、大塚委員までにあとお二人にして、その後、事務局から対応をお願いしたいと思います。大関委員、お願いします。

○大関委員

ありがとうございます。手短に、規制のところではよくあったんですけれども、大塚委員からもあったように、事業者をどうするかという観点をもう少し議論もあるかと思っています。太陽光でいうと、特別高圧の一部を除いて、発電事業者というのは現状はほぼ見えない状況であるものの、発電事業者が収益を得る権利があるので責任を持ってやる必要があると思いますが、実態そのものは中小規模以下の発電事業者は単に所有者に近い位置づけで、本当にそれで責任を持ってできるのかというのを考えなきゃいけないと思っている。太陽光は今後、今現在のような事業者がいたかというのはある程度分かりますが、今後はどういう事業形態とか事業者を増やしていきたいかという整理も必要ですし、各法令において誰に対して責任を課しているかとか、実態上は誰がどういう人が責任を持って対応しているのか、そういったところを整理いただくと今後の議論の参考になると思っています。

そういう意味では建物を今後増やしていくところもありますので、今回はちょっと議論にないかもしれませんが、建築基準法との隙間がないかとか、第三者保有との関係はちゃんと曖昧になっていないか、そういうようなところも論点に挙げていただけるといいかと思います。以上です。

○山地委員長

では、大塚委員。

○大塚委員

2つぐらいだけ、ちょっとだけ申し上げますが、経済産業省さんの13ページのところで先ほど来、皆さんご議論がありましたけれども、法令間の連携が非常に重要だと思います。やはり縦割り行政にどうしてもなりやすいので、その弊害を何とか排除する必要があると思いますし、ワンストップ化というのも非常に重要だということを申し上げておきたいと思います。

温対法は促進区域だけを対象にしていますので、それ以外のところについては、まずその点について対処が必要になりますので、その点を一つ申し上げておきます。

それから2つ目ですけれども、この論点のこの土地開発前の段階の論点でいうと3つ目のところですが、再エネ導入を促進する制度において立地状況等に応じて対応が必要だということで、ここは先ほど高村委員もおっしゃったように、温対法の改正で促進区域を定めたわけですが、FIT法のほうでもその促進区域の価値を高めるような応援をぜひいただけるとありがたいと思います。制度間の連携は非常に重要だというこ

とを申し上げておきたいと思います。すみません、以上2点でございます。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。それでは、後半の委員のご発言について、事務局から今、対応できるところがありましたらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○経産省

事務局でございます。恐らく経産省と環境省だけでよろしいかと思っておりますけれども、経産省のほうからお答えいたします。

まず、雨宮委員から条例などにつきまして、まさに策定いただいておりますので、実はまたヒアリングで詳しくお話をいただこうと思っておりますので、そこでまたぜひ議論を深めていただきたいと思います。

黄木委員から地域の共生などにつきまして、まさに再エネ電源が地域に共生していく上でもさまざまな貢献ということで、われわれも10～50とか、地域活用要件ということで災害で使っていただけるようなそういう要件を必要なこともやってきてございますけれども、さらに、この検討会でもそうした観点もスコープを一つ入れながら議論というところもあるのかと思っております。

あと、丹生谷先生からトラブルについての話し合いの仕組みというところで、まさにこれも重要なポイントだと思っておりますので、土地開発前だけではなく実際の運転開始中のトラブルなども含めまして、そうした仕組みはどのようなものがあり得るのかといったことについてご議論を深めていければと思っております。

高村委員から、まさに、これは興津委員からもありましたが、違反状況の早期改善というところについて、現行の制度の限界ということと、さらに今回の検討会でさらにそれを超えてどういったものを検討していけるのかということについて、ぜひ委員の先生方のお知恵、見識をいただきながら議論を深めていければと思っております。

また、地域に裨益というところについては、まさに改正温対法もございますけれども、FIT法の中でも地域活用要件も含めてやっているということでございますが、さらに何かできることがあるのかということについては、先ほどと同じですが検討が必要かと思っております。

ただ、パネルにつきましては、これは恐らく環境省さんのほうからあると思っておりますけれども、まさに制度の間のわれわれが持っている積み立て制度がしっかりと適切にディスパースしていく上でも、まさに回収していくフローというところがうまく整合的にやっていくことが社会全体のコストの観点からも重要だと思っておりますので、また、買い取りによらない非FITが出てくる中での制度全体をどう考えていくのかということについても、今後考えていかなきゃいけない論点でございまして、この検討会でもぜひ議論を深めていければと思っております。

池田委員、大関委員、大塚委員からは、規制の関係については、またまさにいろいろと

いただいたご指摘を視野に入れながら、また論点などについて深めていければと思っております。

大塚委員から最後にごさいました各省制度の連携というところはしっかり具体的な実務に落とし込める形でどういう形がいいのかということ。形式面だけじゃなくて実質面で本当にワークする仕組みができるかということが鍵だと思っておりますので、そういうときにデジタル的なデータの連携なども含めて何かしていく必要があるんじゃないかと思っております。

また、最後にF I T法におきます再エネ、改正温対法との連携ということについても、制度間連携をしっかりと図っていけるようなことについて、さらに工夫の余地があるのかということも考えていければということでございます。経産省からは以上でございます。

○環境省

そうしましたら環境省のほうから、若干の補足をいたします。

黄木委員のほうから再エネの地域の貢献ということは非常に大事な概念であると思えます。改正温対法の実行計画を定める要件の一つとしてもいかに地域に貢献するか、そういう要素の一つとしては災害時の利用であるとか地域で使えるといったことも入れるべきところがございます。そういったことも踏まえて検討していきたいというふうに思います。

それから丹生谷委員のほうから再エネをめぐる話し合いの場というご意見がありました。個別の事例によっていろんなパターンが、個別案件に応じた話し合いの場が設けられると、いろんなパターンがあると思えますけれども、例えば改正温対法の話でいくと、こういうふうな協議会のような場を通じて地域における再エネをどうするかという中で、個別の案件についても議論していくということもあり得るかと思えます。

続きまして廃棄の関係で、高村委員のほうからも回収をする制度あるいは下流のフローにどう乗せていくかというような検討が必要じゃないかというご指摘をいただきました。環境省のほうでは、まずパネルに関しては現行出てくるものにつきましては、廃棄物処理法に基づき適正に処理がされているということで考えてございますけれども、現状行っている実態調査のほうが一リユース事業者、中間処理事業者というところを対象に聞いている実態調査がございますので、これを解体撤去の段階まで拡大をして、まずよりきめ細かな形でやっていくということが重要ではないかというふうに考えております。その上で今の環境省の中央環境審議会の循環型社会部会のほうでも、太陽光パネルの点も含めて循環基本計画の進捗点検を行っておりますけれども、実態把握を行った上で制度化の要否というものについては検討してまいりたいというふうに考えてございます。環境省からは以上でございます。

○経産省

事務局からは以上です。

○山地委員長

ちょうど終了時間となりましたので、本日の議論は以上にしたしたいと思います。大変熱心

にご議論いただきありがとうございました。事務局においては本日各委員からいただいたご意見を踏まえて、改めて事業実施の各段階、土地開発前からそれぞれの段階に沿って論点を整理していただければと思います。また、今後、各論点に落とし込んで議論する際には、今日いただいた意見を踏まえて検討を行うということにしたいと思います。

それでは、最後に次回開催について事務局からお願いいたします。

○経産省

事務局でございます。次回、次々回の委員会につきましては、再エネの導入に取り組んでおられます自治体さんや再エネ事業者の方、また廃棄物処理事業者の方など、複数の方々からヒアリングを行う予定でございます。次回のヒアリングにつきましては、4月27日を、また、次々回につきましては、5月の連休明けであります。上旬を予定してございます。詳細につきましては、経産省ならび関係省庁さんのホームページなどでもお知らせをしたいと思っております。まずは経産省のホームページをご覧ください。以上でございます。

○山地委員長

では、以上をもちまして本日の委員会は閉会したいと思います。朝早くから長時間にわたり熱心にご議論いただき誠にありがとうございました。以上です。

○経産省

ありがとうございました。